

「ドイツ最古・最大」の環境闘争：1802/03年バンベルク・ガラス工場闘争に関する史料論的概観

田北，廣道

<https://doi.org/10.15017/1091>

出版情報：経済学研究. 69 (3/4), pp.235-269, 2003-01-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



「ドイツ最古・最大」の環境闘争—1802/03年バンベルク・ ガラス工場闘争に関する史料論的概観*

田 北 廣 道

はじめに

2000年8月オスロで開催された第19回国際歴史学会においてF. J. ブリュッゲマイアーは「環境史の新たな展開」と題するパネルを組織し、冒頭の概括報告において国際的な研究活性化の動きを踏まえて環境史の学的確立を高らかに宣言した（Brüggemeier 2000,p.375）。その背景には、過去30年間にわたる研究成果の重厚な蓄積と研究・教育体制の整備がある。ドイツ学界に視野を限定した場合でも、次のような事実を指摘できる。1980年代以降の環境史をテーマに掲げた学際的研究集会の隆盛¹⁾、ドイツ社会経済史に関する一般的叙述における環境を扱った章ないし節の設定²⁾、環境史専門の史料集の刊行³⁾、1990年代以降の大学の歴史学・技術史講座内での環境史の開講や文理融合的カリキュ

ラム作成の試み⁴⁾、あるいはエコシステム論者と構成主義者の方法的対立から相互補完への歩み寄り⁵⁾、といった具合である。したがって、1970年代の二度にわたる石油危機を契機として産声を上げた、「由緒正しき母親、歴史学の最年少の子」（Mieck 1989,p.205）である環境史は、一世代にして社会的認知を受けたことになる。

ところで、本論では標題に挙げたように、1802/03年にフランケン地方の小都市バンベルクで勃発した「ドイツ最古・最大」の環境闘争を取り上げるが、本格的な検討に進む前に、本論が念頭に置いている研究史の新潮流について簡単に触れておこう。

第一に、環境次元を取り入れた工業化像の構成という学説的な要請がある。H. W. ハーンは、『ドイツ史百科事典』の一巻として1998年に上梓された「産業革命」のなかで、1970年代以降の環境史研究の急旋回にもかかわらず、環境史の成果を組み込んだ新たな工業化像の提示

* 本論で利用した史料・文献の大半は、2002年2月の調査旅行の際にバンベルク市立文書館、バンベルク州立文書館、バンベルク州立図書館およびケルン大学図書館で収集したものである。文書館・図書館の関係者の方々には時間を割いて貴重な助言を頂戴し、またコピー・マイクロ撮影の便をはかっていたなど、大変お世話になった。ここに記して心から謝意を表したい。

1) とりあえず、田北 2001,pp.64-65所収の「主要な研究集会・研究業績の一覧」とその解説を参照せよ。

2) 関連する文献も併せて、田北2001,pp.67-68を参照せよ。

3) 代表例として、Brüggemeier/Toyka-Seid 1995とBayerl/Troitzsch 1998を挙げることができる。

4) ベルリンとゲティンゲンが2大研究拠点として積極的な取り組みを見せているという（Bayerl/Troitzsch 1998,p.20）。

5) エコシステム論者と構成主義者の論議については、田北 2001,pp.68-72を参照せよ。なお、構成主義者のJ.ラドカウは、エコシステム論との方法的対話に踏み切る際の心境を、原子爆弾を搭載した小型機が、悪天候のために緊急不時着せざるをえなかった悪夢にたとえて表現している（Radkau 2000,p.7）。

を課題に挙げている (Hahn 1998, pp.119-120)。このことは、1970年以降国際的に活発な論議を呼んでいるプロト工業化論争を一瞥するとき、ただちに明らかになる。すでに第一世代は、人口史・家族史や平民文化など社会史の成果をふんだんに摂取し、90年代に登場した第二世代は社会制度に焦点を合わせているものの、環境には注意を払っていない (田北 1997)。その原因の一端は、第一世代の成長史学版とネオ・マルキスト版にせよ、あるいは第二世代にせよ、機械制・工場制工業への移行や資本主義の発達のような発展過程の追求こそが主題となっているからである。

したがって、新たな工業化像の構築のためには、環境史を「行き過ぎた成長」の裏面史の一つに位置づけ、いわば「添え物」として扱うに終わらない独自の方法的対応が必要となる。この点で、我々は、石油危機の余韻さめやらぬ1981年に環境を共通テーマに掲げて研究集会を組織したドイツ経済社会史学会と技術者協会の問題意識に立ち返る必要がある⁶⁾。すなわち、両学会によるテーマ選択の理由こそが、それまで経済社会の歴史的歩みを「経済成長と技術進歩」をキーワードに読み説いてきた研究姿勢への根本的な反省にあったからである。これが、本論が意識した第二の研究潮流となる。ただ、それは、これまでの「成長史観」の単純な裏返しとして「退歩史観」への後戻りを意味してはいない。J. ラドカウは、1992年バーゼル大学の連続講義「環境史の現状」を聴講した学生が提出した「環境史の講義はなぜ退屈か」と題するレポートを紹介しているが、それによれば退

屈さの原因は、人類による時代を超えた環境破壊と時代を追った破壊の範囲と度合いのエスカレートという主題の反復にある (Radkau 1994, p.24)。環境史研究を成長・進歩にかわる「黙示録的歴史観」に陥らせないためにも、ドイツ学界における環境史研究の現在の到達点を銘記してかかる必要がある。詳細は別稿に譲り、この場では、過去30年間の3段階の研究史の流れを一瞥しておこう (田北 2001, pp.64-68; 田北 2001a, pp.115-122)。

ドイツ学界における環境史研究は、1970年代の石油危機を契機に大きく前進した。当初、東ドイツ学界が一步先行して対応を示し、環境政策上で社会主義体制がもつ制度的優越さを強調したのに対し、西ドイツ学界はアメリカ合衆国の方法と成果の摂取からスタートした。その後、1980年代には環境問題への幅広い関心の高まりを背景に、理系と文系を包括した学際的な研究集会と刊行物出版が著しく活発化した。この動きは、今日まで継続しているが、1989年に技術史の大家 U. トロイチュが、「環境史研究は死点ないし分岐点に位置する」 (Troitzsch 1989, p.89) と述べたように、学際研究の功罪が明瞭になってきた。すなわち、歴史的文脈から遊離した形で史的事例を抽出し、自説の補強のために利用する安易な姿勢が目立ってきて、いわば玉石混淆の状況が現出したからである⁷⁾。この反省から、環境史の問題をそれぞれの時代・地域状況のなかに的確に位置づけて再評価しようとする動きが顕著になってきた。その典型例の一つに、1980年代から現在まで続いている「木材不足」論争がある (田北 2001, pp.73-80; 田

6) それぞれの学会が掲げたテーマは、「経済発展と環境への影響」と「歴史における技術と環境」である (Kellenbenz 1982; Troitzsch 1981; 田北 2001, pp.66-67)。

7) バイエールとトロイチュは、出版社が販売実績を上げる目的から、内容とは必ずしも符合しない環境を含む表題をつける姿勢に苦言を呈している (Bayerl/Troitzsch 1998, pp.17-18)。

北 2003)。それは、薪炭から化石燃料への移行にとって決定的要因と理解されてきた18世紀末ドイツ全土にわたる「木材不足」の存在自体を、するどく問題とすることで、エネルギー転換の推進要因探しにとどまらず、「自然の資源化」といった理念史や「生業合理性から市場合理性へ」のような日常的な自然とのつき合いの変化など、経済社会の深部を捉えた変化と併せて再検討してきている。この環境史研究における90年代以降の新潮流が、本論の継承する第三の論点となる。

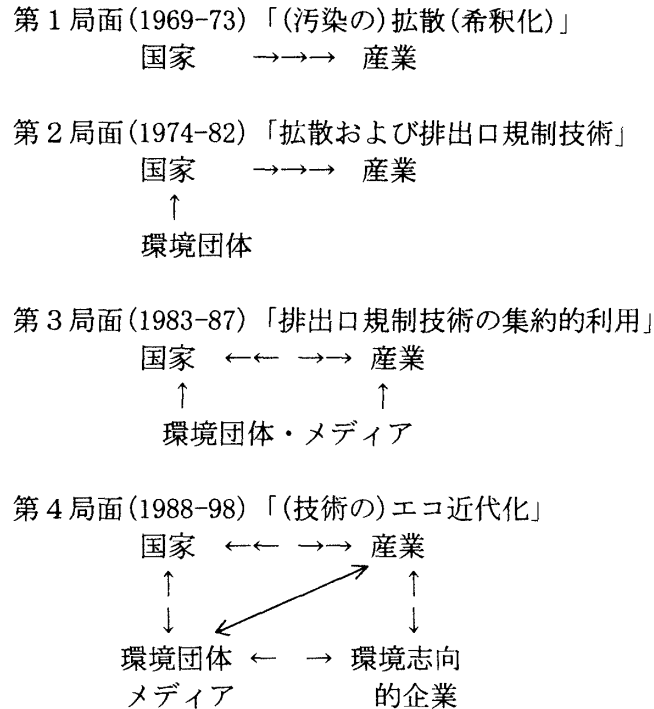
第四に、以上の論点を考慮するとき、我々は環境史独自の時代区分と接近方法の開発という厄介な問題に直面している。すなわち、環境次元を取り入れた新たな工業化像を追究する場合、経済成長や技術進歩の諸段階に対応した環境汚染の拡大と深刻化の追認には終わらない時代区分とは何か、その際の指標はなにか、が問われねばならない。この点で環境史は、さまざまな取り組みを見せているが、この場では「ドイツ環境史の開拓者」に名の上がった3人について所説を紹介しておこう（田北 2001, pp.71-72）。I.ミークは、汚染源の種類に応じた影響の空間的広がりや規制の担い手（手段）に注目した類型・段階論を提示した（Mieck 1989）。R.P.ジューフェーレは、人類を含むエコシステムの根幹にあるエネルギー流を目安にして太陽光システムから化石燃料システムへの移行を論じている（Sieferle 1988）。また、ラドカウは、ジューフェーレとは対照的に、それぞれの時代の経済生活の特徴づける物質・技術体系を基準にして、19世紀前半、後半、20世紀前半、後半の4期を区別している（Radkau, 1990）。いずれも傾聴に値する論点を含むが、システム論者と構成主義者の根本的な方法的対立もあって、明

快な解答を引き出すのは難しい。そこで、便法だとのそしりは免れないやもしれないが、現代の環境政策における時代区分の方法をも参考にして次のように考えたい。

M. イェーニッケは、1960年以降ドイツにおける環境政策の史的展開の追跡に当たり、関連する主体の相互関係と主要な政策手段を目安にする見解を提示した（Jänicke et al. 1999）。この方法にもとづく時代区分は、表-1にあげた通りである。ここでは、第二次大戦後の奇跡の経済復興に先行する20世紀半ば以前、とくに化石燃料の大量利用と重化学工業化の進展した19世紀後半以降、あるいは18世紀後半からの初期工業化期まで遡及して、第一局面に先行する時代の特徴を浮き彫りにしてみたい。その際、最近の環境政策論争の到達点から2つの教訓を学びとり、それを環境史研究に方法的に援用する。

一つは、環境政策の実をあげるための手段選択をめぐる、「法規制（国家）か経済的手段（市場）か」の形で闘わされてきた論争は、経済学による高いコストパフォーマンスの主張にもかかわらず、経済的手段が予想されたほどには浸透せず、むしろ政策効果の点で政策形成・施行・評価の諸局面における市民参加の重要性を明らかにした（田北 2001a）。換言すれば、かつての「国家か市場か」の二項対立図式に代わり「国家・市場（企業）・市民（環境団体）」の三者の交互関係が焦点に据えられるようになった。もう一方は、表-1の政策概念に挙げられた手段の実効性についても、市民参加の必要性を確認できる。すなわち、ミークが考える、汚染の広域化と並行した中央政府による環境規制・立法機能の吸収のような制度整備にとどまらず、それら法や制度が円滑かつ効果的に機能しうるためのモニタリングや環境運動

表1 ドイツにおける政策概念と環境政策主体の位相との諸局面



(注)矢印は、影響の方向。 [典拠]Jänicke et al., 1999, S. 35

(裁判闘争を含む)など市民による不断のチェックが決定的な意義をもっている。

これら2つの指標を、ドイツの工業化期に遡及して適用する。まず、18世紀後半から19世紀前半の初期工業化期ないしプロト工業化期を、

「1800-1850年の手工業汚染から産業汚染への過渡期」(Mieck 1989)、あるいは「化石エネルギー・システムへの転換期」(Sieferle 1988)として考える。次いで、19世紀後半から20世紀前半の化石燃料の大量利用を基礎にした本格的な工業化期を設定する。別言すれば、

「国家・企業・市民」三者の織りなす関係の変化を、工業化の進展、法制度の変化(自治体か中央政府か)、環境運動(環境関係の法・制度の修正、裁判闘争の行方、環境団体の形成と活動)も含めたモニタリングのあり方と関連づけて考察していく。その限りで、工業化の進展に対応した従来の時代区分を一步も出ていないと

の批判を受けるやもしれないが、実証研究の成果を待つて修正していくつもりである。

ところで、本稿の対象とする19世紀初頭ドイツの環境規制の枠組み条件を、先行研究に基づき輪郭だけを略述すれば、次の通りである。規制の担い手は領邦君主ないし都市当局であり、採用される手段は個々の領邦・都市による法規制—国家による集権的規制は、1845年プロイセン一般営業条例ないし1871年帝国営業条例における汚染・危険企業の中央政府による事前営業認可制導入を待たねばならない—が中心となる。市民の役割に関しては、既存の共同体的結合を除き、環境団体は存在しないが、「19世紀第四半期から第一次大戦までは1970年代に初めて同水準に達した」(Brüggemeier/Toyka-Seid 1996, p.17)と言われるほど、国家と企業に対する意思表示を確認できる。あるいは、「自然・労働の資源化」、「至福概念の世俗

化」、「成長経済の社会的浸透」のような理念・心性の緩やかな変化、あるいはそれら理念変化の日常生活への投影を意味する、「生業合理性から市場合理性へ」の漸次的移行など、近代産業社会への転換期に集中的に現れる特有な動きの一つに数え上げられるかもしれない（田北 2003）。

また、環境史における19世紀の意味は、視座を転換して20世紀から振り返ることで、いっそう鮮明に浮き彫りにできる。以下では、J. R. マクニールの2000年の著書『太陽の下何か新しいこと。20世紀環境史』を手がかりに、その点を概観しておこう（McNeill 2000, pp.3-17）。この著書の主題は、人類史上「20世紀は特異な時代」であることを環境の量的・質的悪化として跡づけることである。緒言では、GDP、人口数、エネルギー消費量の長期的な変化が追究されるが、歴史的な分水嶺は19世紀に置かれている。世界全体のGDPの推計値は1500年を100とした場合、イギリス産業革命期の1820年には290、1900年には823だったが、第二次大戦後の経済成長の始点の1950年には2,238、そして1992年には11,664と116倍にも増加している。世界の総人口も、1500年には4－5億人の水準だったが、1800年には倍増して10億人に達し、その後は加速度的に1900年には16億人、2000年には60億人と過去1世紀間に3.5倍にも急増している。最後のエネルギー消費量も、1900年を100としたとき、1800年には21、1990年には1,580と化石燃料時代への移行後に加速度的な増加を見せている。

以上のように、本論は、歴史と現代の双方向から遡上・遡及しつつ環境問題を再検討しつつ「新たな工業化」像の再構成を目指す作業の第一歩に位置している。19世紀初頭のバンベルク

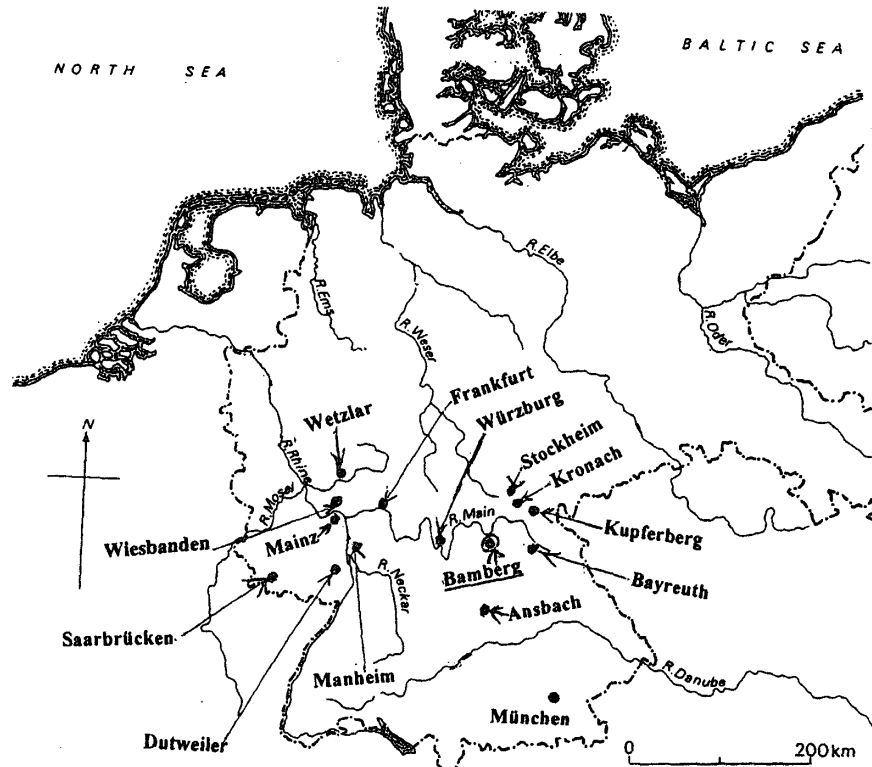
闘争の発端から経緯、結末まで多様な伝来史料を紹介しつつ概観するのも、そのような問題関心においてである。

I. バンベルグ闘争に関する研究史的概観

(1) 18－19世紀バンベルク小史

1800年頃都市バンベルクは、フランケン地方に位置する人口1.5－2万程度の小都市で、1802年ナポレオン戦争の間にバイエルン支配に入るまでは、帝国直属のバンベルク司教領の首邑をなしていた（Brüggemeier 1996, p.38：地図も参照）。ただ、経済的には工業先進地にはほど遠く、炭坑業を除けば目立った輸出産業の発展もなかった。とくに、17世紀以来の重商主義的政策の試みも、いたって不徹底に終わったと言われている。その点は、バンベルク司教領における「絶対主義」体制の整備に力を尽くした司教フリードリヒ・カール（在位1729－45）の相矛盾する施策のなかに象徴的に示されている。一方で、「国家にとって商業・移住の促進の要点（狙い）は、次の点にある。国内の必要を追求し、貨幣を節約して家計内にとどめ循環させ、手工業者を通じて商品を輸出し貨幣を国内にもたらしことに、……さらに、懲役所・授産所を使って毛織物、交織り、靴下、毛布などが国家に供給されるように、また同じく亜麻織物手工業を促進し、さらに塩、ガラス、紙、研磨・縮絨水車によって貨幣を循環させるようにしなければならない」（Hartung 1908, p.128）と重商主義者としての自意識をうたいあげながら、他方で同時に、「新たに台頭してきた問屋制度と自立的商人による大規模経営に不信の念」（op.cit., p.129）を示して、伝統的な生業・福

地図 1802/03年バンベルク闘争に関係する都市・村落



祉維持策を採用したからである。ただ、このカールの治世下に、共同統治機関としての機能を担ってきた聖堂参事会も既得権益を大半奪われて、司教の助言機関にまで格下げされ、また都市の自治権も、市参事会員の追認権の掌握や司教代表者の派遣などを通じ大きく制限されて、絶対主義体制が整備されたことを明記しておきたい。

そのような1800年頃バンベルク経済の低調ぶりは、近業からも確認できる。まず、K. H. カウフホルトは1986年論文のなかで、いわばプロト工業化期ドイツにおける32の手工業地域を網羅的に検討しているが、フランケン地方では近隣のバイロイトとアンスバッハの両公国に触れただけで、バンベルクの名前すら挙げていない（Kaufhold 1986, pp.138-140）。また、重商主義期フランケン地方の商業・手工業を概観したE. シュレンマーの1997年論文にあってバンベルクの重商主義政策の力点は、マイン河を利

用した水運・商業に置かれている。18世紀後半にはマインツ、ヴェルツブルク、アンスバッハ、バイロイトとの間に商業協定も締結されて活発化の動きもあったが、マインツの離脱や18世紀末のライン・ネッケル航路の発達に押されて、それも十分な発達を示さなかった（Schremmer 1997, pp.951-955）。手工業生産の面でも見るべき成功は認められない。1784年に領内需要充足のため創設された麻織物マニファクチュア、あるいは羊毛紡績所と毛織物マニファクチュアは、いずれも大きな発展を見せていない。シュレンマーが、マイン河流域諸邦を「商業的重商主義」Handelsmerkantismusと特徴づけながらも、バンベルク司教領について農業、とくにブドウ栽培を前景に押し出したのも、そのような研究成果を踏まえてのことである。

都市バンベルクは、肥沃な農地に囲まれ、レグニッツ河を臨む高台上の聖堂・居館を中心とした壮麗な建造物を備えて、「ドイツで最も美

しい都市」あるいは「小イタリア」と呼ばれていたことも十分首肯できる。したがって、ここで「ドイツ最初の大規模な環境闘争」(Brüggemeier 1996,p.21)が勃発したことは、いささか奇異の感を抱かせるかもしれない。あるいは、ミークからは、大規模な産業汚染に先行し、ローカルな性格の手工業汚染の一例を「最古・最大」の形容詞付きで大げさに取り上げているとの印象を与えるやもしれない。そこで、次に19世紀バンベルク闘争を取り上げた主要な業績を概観して、この闘争の重要性を確認しておきたい。

(2) 研究史の概観

まず、この闘争は、1990年代に相次ぎ刊行された環境史関係の史料集2点に揃って取り上げられている。19世紀ドイツを対象を絞ったブリュッゲマイヤーとM. トイカ・ザイト共編の『産業と自然』の解説部で、この闘争は石炭燃焼時に発生する硫酸ガスの健康・植生被害を争点にして、現代の環境政策論議の起点にも位置づけられている。所収された史料は、1802年A. ドールン著の小冊子『バンベルクの(郊外市)ヴァイデンにおいて計画されたガラス工場の有害さ。とくにバンベルク産石炭の燃焼に関して、完全に医学的・合理的な原理に基づいて検証し論証する』からの抜粋である(Brüggemeier/Toyka-Seid 1995,pp.17,20,29-32)。他方、G. バイエールとトロイチュ共編の『古代から現在に至る環境史に関する史料集』は、初期工業化社会への転換期における新種の大気汚染をめぐる係争の代表例にこの闘争を挙げ、とくにエネルギー転換や新技術の導入が環境問題の発生につながる危険をいち早く指摘した史料として、同

じくドールン著の小冊子の一部を紹介している(Bayerl/Troitzsch 1998,pp.229,268-272)。そこに名前の挙がったドールンこそは、後述のように1789年司教フランツ・ルトヴィヒの創建した総合病院の外科・生理学・療養学の教授として医者立場から石炭蒸気の有害さを最初に訴えて、その後、工場建設をめぐる賛否両派からの激しい論戦に口火を切った人物である(Brüggemeier 1996,pp.31-32)。都市バンベルクに総合病院が存在していた事情が、石炭蒸気の有害・無害をめぐる論争をはじめ、広範な社会階層の参加した一大論争に発展する一つの起爆剤となったことを付言しておきたい(Staatsbibliothek Bamberg 1984)。

しかし、バンベルク闘争は、ドイツ史に関する一般的叙述でも取り上げられている。W. ジーマンは、第二帝政成立までの19世紀ドイツ史を扱った1995年文献のなかに「自然とのつき合い：エコ革命」と題する一節を置き、これまで二重革命「産業革命と市民革命」あるいは農業革命の影に隠れがちだった「エコ革命」に光を当てている。人口爆発、自然の資源化、成長概念の指導理念としての社会的浸透などに彩られた19世紀が、環境史における一大分岐点と捉えられる(Siemann 1995,pp.131-148)。そこで扱われるのは、19世紀後半以降の化石燃料への本格的な移行に先行する再生可能エネルギーの最大限の利用、いわゆる「木材不足」論争とも関連した森林乱伐、自然科学、医学、立法、技術による新たな対応を余儀なくするほどの大気汚染の拡大、鉄道敷設と自然観の変化だが、とくに早期的な大気汚染の事例として紹介されているのがバンベルク闘争と19世紀半ばザクセン精錬所の排出被害をめぐる抗争とに他ならない。ジーマンは、1994年シュトルベルクの業績を参

考にして、多様な史料の伝来状況、健康・植生被害に加え景観破壊や不動産価値の低下に至る広範な争点、係争の伏線として伝統的な小生産者利害と資本主義的な山師の対立の存在などの論点に言及しているが、小生者の後ろ向きの運動との理解には修正が必要である。

もちろん、この闘争はバンベルク社会経済史関係の文献、とくに環境史の観点に立つ近業からは必ず取り上げられているが、その評価は、時代によって大きく変わっている。角度を変えれば、そのなかには、経済成長や技術進歩を鍵概念とする従来の研究からのスタンスの変化が直接写し出されていると見なせるので、代表的業績を概観しておこう。

F. ゲンレートは、第一次大戦敗戦後、とくにフランスによるルール占領から世界恐慌までの成長への過渡期に当たる1924年、『都市バンベルクの工業発展』と題する学位請求論文を発表し、19世紀初頭の工場制工業に論及する。そのなかで、1808年市参事会員のシュトリュプが建設したガラス工場の行方―1820年には対外的競争に押されてクローナッハ近郊の炭坑定住シュトックハイムに移転された事実―を簡単に紹介している（Genreth 1924, pp.16-23）。ゲンレートは、この建設計画をめぐる抗争に直接には言及していないが、「バンベルク市民の頑迷さが、発展途上の工業が市壁内に入り込むことを、きわめて困難にしていた」（op.cit., p.8）と述べるとき、明らかにこの闘争を念頭に置いていた。

第二次大戦後の「奇跡の経済復興」の起点に当たる1949-50年に出版された『バンベルク工業』となると、経済成長・技術進歩の視角が、いっそう鮮明に打ち出されている。とくに、編年史の章を担当したH. ヴィーンケッターは、

1808年に創業したガラス工場の前史として1802/03年の闘争を取り上げ、建設推進派の観点から次のように発言した。「バンベルク最初の大規模な工業化の試みは、個人的利害にもとづく抵抗によって挫折した……1803年以降の抵抗者の数がそれほど多くなかったら、シュトリュプの計画した大規模なガラス工場は、その後50年近く完全に沈黙したバンベルクの工業化の進展にとって、決定的な出発点となったかもしれない」（Wienkötter 1949/50, p.223）。

1970年以降の環境史の洗練を受けた研究文献は、バンベルク闘争を好んで対象としているが、当然ながら、その論調は大きく変化している。

まず、U. ヴィージンクは、1987年『19世紀初頭ドイツにおける環境保護と医学改革』において、上記のドーレンともども建設反対派の代表者となったA. レシュラウプに焦点を合わせ、彼が1803-05年に編集した雑誌『衛生』を素材にしつつ、いわば医学史の観点からこの闘争の評価を試みる（Wiesing 1987, pp.22-43）。このレシュラウプこそは、ロマンティック医学から近代医学への橋渡しに寄与した著名な人物であり、また1802年ランツフト大学に招請されるまでの数年間はバンベルク総合病院に勤務したこともあって、この闘争にも積極的に発言した。とりわけ、彼が直接批判の俎上に載せた論敵のJ. バーダーは、医学の知識をもちながらも、産業振興と絡めて石炭蒸気の健康被害を否定する立場を鮮明に打ち出していただけに、レシュラウプの反論は厳しい調子となっている。ヴィージンクに従えば、レシュラウプの構想する後発国ドイツの工業化のあるべき姿は、イギリス流の化石燃料の大規模利用を梃子にした急激な工業化とは明らかに一線を画し、「人間と環境にとって有害な工業化の結果を、生態学的に練達

した手法で回避する」方向だった⁸⁾。レシュラウプとドールンは「それら（商工業の発展）が生態系の均衡を攪乱したり、人間・動物・環境に有害である場合、環境の変化を許容できないと非難することが医師の義務と見なし」（op.cit.,p.107）、人間・環境関係を新たな病理理論によって基礎づけようとした、生態系に優しい医者先駆者に挙げられるというのである。

M. シュトルベルクは、1994年の『清浄な大気に対する権利：工業化初期の環境闘争』において1800—1860年の初期工業化過程のヨーロッパ諸国で発生した大気汚染をめぐる住民闘争3例を取り上げ、比較を交えつつ社会経済的転換期の環境意識、啓蒙期の専門家の鑑定・調査の位置づけ、法や技術による解決の試みを総合的に考察する。ドイツの例としてあげられたのが、このバンベルク闘争である（Stolberg 1994, pp. 47-108）。その際、先行研究であるヴィージンクの業績の史料基盤と処理方法に関わる難点の抽出から始め、独自に闘争過程の克明な再現に進む。すなわち、文献史料のみに依拠し、医学史に囚われた接近方法が、闘争の行方を見誤ったりするなど欠陥を生んでいるという。それ以上に大きな問題は、生態系に優しい医者の開拓者探しのような現代に引きつけた「発見的方法」の採用が、ドールンやレシュラウプの実像を歪めてしまったことである。したがって、1990年代以降の環境史がつよく戒めるように、それぞれの歴史的文脈のなかに学説なり人物なりを的

8) ヴィージンクは、19世紀初頭バンベルク社会経済史の考察に当たり、バンベルク司教領の諸関係には必ずしも符合しない、F. リュトゲやH. ケレンベツの一般的叙述に依拠したため、2つのガラス工場建設計画案をめぐる論争を、司教政府からの特権獲得合戦とではなく、「規制と自由放任」の対立と取り違えてしまっている（Wiesing 1987, pp. 28-30）。

確に位置づけて、意義と限界を冷静に見直すべきだと主張される。

シュトルベルクは、エコロジカルな医者の開拓者と評されたドールンとレシュラウプの所説にも鋭い疑問を投げかけている。前者の健康被害、植生被害、土壌汚染などに関する所説は、ガラス工場から発生する石炭蒸気を「ヴェスビオ火山」（Dorn 1802, p. 11）にたとえるなど量的影響をはじめ因果関係の理解の点で誇張を含んでいるし、また、石炭煤煙の持つ腐敗熱予防作用に関するバーダー説批判の文脈で、レシュラウプが述べた次の表現は、病理学的な問題性を浮き彫りにしているとされる（Stolberg 1994, pp. 97-103：同じ批判はBrüggemeier 1996, pp. 40-41にもある）。「特定の病気の予防に効くものは、その種の病気がないような場合、それとは全く別の病気ないしその病気自体を発症させるに違いない」（Röschlaub 1803, p. 113）⁹⁾。

それに続き、シュトルベルクは未刊行史料を駆使しつつ抗争の過程を克明に再現して、経済成長を鍵概念としたゲンレートやヴィーンケッターとは大きく異なる評価を与えているので、「進歩への敵対性か」の節を手がかりにして、その点を要約しておこう。まず、この闘争を伝統的勢力の後ろ向きの抵抗と解釈する所説を、2つの角度から退ける。

一方は、19世紀初頭の都市公衆衛生の改善の

9) 筆者は、ドールンやレシュラウプの医学・病理理論の限界を、今日の視点からえぐり出すようなシュトルベルクらの見解には賛同しかねる。1800—1980年ルール工業地域における環境汚染と住民運動・環境規制の史的展開を扱ったブリュッゲマイヤーとT. ロンメルスバッハの業績によれば、煤煙と健康被害の因果関係をめぐっては第二次大戦後まで論争が戦わされており、後知恵として科学的知見の欠陥をつくような批判は控えるべきであろう（Brüggemeier/Rommelspacher 1992, p. 65）。

ための積極的取り組みのなか、煤煙被害のおそれのあるガラス工場が郊外に建設される計画が発表された時点で反発をうけたことは、当時の時代状況からしても当然とされる。この文脈では、司教の取り巻きの一人J.H.イエックによる「毎週の街路清掃、堀や沼地の優美な庭園への転換、および墓地の市街移転は、大気を浄化して人間の寿命を延ばした」(Stolberg 1994,p.78)との証言が紹介されている。

もう一方は、近代的企業家に対するツンフト・手工業者の抵抗という常套句に対する批判的検討である。1802年11月にバイエルン公宛に送られた市民の嘆願書には、煤煙被害が直接予想される庭畑師、漁師、養蜂家に加えガラス細工師も名を連ねており、一瞥の限り、ゲンレート説が当てはまるように見える。しかし、このガラス工場を除き、1812年時点で存在する磁器、毛織物、帽子、タバコなど小規模マニファクチュアの建設の際には抵抗がなかったこと、19世紀初頭に隣接するアンスバッハとバイロイトのマニファクチュア経営者の三分の一が手工業出身者であること、という2つの事実に着目してツンフトの抵抗説も退ける。この見解は、1990年代から経済理論家の積極的参加の下で再燃してきた新版ギルド論争の現状を考慮するとき、十分説得力をもっている(田北2001,pp.62-64)。とくに、親方手工業者の営業独占権を軸に組み立てられてきた古典学説は、すでに解体され、S.R.エップステインの「技術革新によるレント追求」説はおくとしても(Epstein 1998)、プロト工業化期のギルドは反動的要因とではなく「ツンフトを経済的に最適の制度ではないとしても、ふさわしい制度」(Pfister 1998,p.21)と理解する所説が広く支持されるようになっているからである¹⁰⁾。

それを踏まえて、「小絶対君主」としての司教の権限乱用と、それと癒着した企業家シュトリュプの飽くなき私利私欲追求とに着目して自説を展開する。上記のバイエルン政府宛の嘆願書から読みとれるように、営業権規定を遵守しない強引な宿屋開設、木材取引に対する宮廷官房からの特権所得と利ざや獲得、船主・運送業者・宿屋主人など複数の営業への従事など市民から、司教権力と癒着した「山師」と見なされており、今回のガラス工場計画についても石炭売買の利益狙いと根強い不信を抱かれていたというのである。ただ、司教の産業振興・財政目的からのシュトリュプへの積極的肩入れという論点については、「結び」で触れるように再考の余地がある。

ブリュッゲマイアーは、1996年『無限の海、大気』と題する19世紀工業化と大気汚染・リスク論争を扱った包括的業績においてバンベルク闘争にも特別の一章を当てて考察する(Brüggemeier 1996,21-78)。この業績は、考察手順と、「時代状況内への闘争の位置づけ」による再評価など考察方法との点で、前述のシュトルベルクと変わるところはない。ただ、ブリュッゲマイアーは、ハーンからはドイツ学界における環境史研究の4人の開拓者の一人に数え上げられ、また2000年オスロの国際歴史家会議においてパネルを組織したように、「現代と歴史の対話」の切り口や論争への目配りなど一日の長を感じさせる¹¹⁾。

ブリュッゲマイアーは、関係史料の網羅的検

10) この地方の例からも古典的ギルド論への反省の姿勢を読みとれる。R.ライトは、18-19世紀アウグスブルクの絹リボン機導入をめぐる手工業者の抵抗を扱った論考において、靴下編み機導入には一切抵抗がなかった事実をも引き合いに出しながら、手工業者の技術進歩への敵対性を一方的に強調する所説を戒めている(Reith1985)。

索から闘争過程について、時代を追って克明に復元することから始める。その成果は、既述のようにシュトルベルクの論考ともども本論にも継承されるので、反復は避ける。この場で指摘していきたいのは、現代からみたバンベルク闘争の意義に関する所説である。

第一に、20世紀末の環境危機の時代からみても、その運動が現代性を多々示していることである。一つに、嘆願書、鑑定・調査報告、裁判記録、賛否両派の発表した小冊子・論文、雑誌・新聞掲載の論文・記事とメディアも含め多様な回路を使って闘争は繰り広げられている。次に、住民が結束して闘争に参加し、様々な次元で行政・司法当局に影響を行使して、今日の環境協定にも通底するような立地移動を勝ちえたことが挙げられる。三つ目は、汚染物質の影響を、健康被害に加え、植生被害・土壌汚染、不動産所有者の財産被害、景観美や生活の快適さの低下といった包括的側面で捉えていたことである。

第二に、その場合でも、歴史的文脈内に問題を的確に位置づけないまま、安易に歴史的教訓を引き出すことは控えねばならない。「今日」の概念と経験に従って過去の証言を解釈し、それらを時代状況から浮き立たせてしまい、当時実際に意味していたことを十分に問わない」(op.cit.,p.44) 危険があるからだ。その批判の矛先は、エコ医師の原型をドールンとレシュラ

ウプに求めるヴィージンクの性急な姿勢に向けられている。19世紀初頭ドイツにおける呼吸メカニズム、大気の構成、疾病の原因と治療法をめぐる医学論争の状況に照らして考えるとき、「彼ら（ドールンやレシュラウプ）は、今日からすれば予言者のようにみえるが、しかし同時代人の目には多数の競合しあう立場のうちの一つに過ぎなかった」(op.cit.,p.68)。

II. 「ドイツ最古・最大」の環境闘争：史料論的概観

本章では、19世紀初頭のバンベルク闘争の経緯を、伝来史料の概観を通じて簡単にたどる。ただ、論題に挙げた「最古・最大」の表現について、誤解を避けるために一言しておきたい。それはブリュッゲマイアーの「最初の大規模な」を筆者の問題関心に引きつけて、より印象的な表現に改めたものであり、必ずしも史実に忠実なわけではない。

1802/03年バンベルク闘争以前にも、ミークからは「手工業汚染」の範疇下に理解されている金属・皮革加工などに付随する近隣汚染は広く存在していた。バイエールとトロイチュ共編の環境史関係の史料集は「古代から現代」を時代射程に収めているし、シュトルベルクは1800年以前の大気汚染の先駆的事例として1294年ヴェチアの水銀・錫加工関係の法令を挙げており、さらに技術史の大家トロイチュは中世ドイツ最初の悪臭条例として1461年ケルンの例を引いている(Stolberg 1994,p.18 : Troitzsch 1989, p.94)。したがって、編年史的な発生時期の早晚ではなく、現代の環境問題の直接的起点として「きわめて古い」ことを意味しており、その限りで、冒頭で触れた「20世紀の特異性」とそ

11) この場では、2点だけを指摘しておく。一つは、バンベルク闘争を汚染範囲の狭小さと規制主体の在地性とを抛り所に、ローカルな現象とではなく、産業社会への転換期の縮図と理解して、ミーク流の類型論を越える視点を打ち出したことがある(Brüggemeier 1996,p.44)。もう一方は、1980年代半ばからドイツ学界を賑わしている「木材不足」論争にも言及し、石炭を燃料としたガラス工場建設計画の浮上を「木材不足」との因果関係で捉えられないことを論証したことである(op.cit.,pp.47-50)。

の史的起点を19世紀に置くマクニールの所説を出発点にしている。

もう一方の「最大」についても説明が必要であろう。1802年11月29日付けでバンベルク市民は、新領邦君主のバイエルン選帝侯宛に嘆願書を送ったが、そこに署名した市民の数は100名強に過ぎない（史料（2）－①－1）。よしんば、都市全体を巻き込んだとしても1－2万人程度、小領邦全体に関わるとしても15－20万人と、1800年頃ドイツ帝国の人口2400万のうちごくわずかで、「最大などもってのほか」とのお叱りの声が聞こえてくるようである。ここでも「最大」は、量的というよりは、むしろ以下に挙げる質的な指標にもとづいている。

第一に、バンベルク総合病院（大学）の所在とも関連して、石炭蒸気の有害・無害さをめぐる科学論争に加わった医師をはじめ、商人・企業家、手工業者、農民、領邦君主・貴族、官僚、帝国裁判官や弁護士など、身分・職業を超えて実に広範な社会層を渦中に巻き込み、いわば当時の社会的縮図の感を呈しながら闘争や論争が展開されたことである。

第二に、それとも関連して実に多種多様な史料が伝来している。思いつくままに挙げても、裁判記録、嘆願書、雑誌・新聞記事、鑑定・調査報告、小冊子・論文など、啓蒙主義・科学主義の時代にふさわしいバラエティに富んでいる（後掲の表-2を参照）。

第三に、小都市バンベルクを捉えた闘争が局地的な問題におわらず、他の地域にも伝えられ、幅広い関心を引いたことである。このこと自体、化石燃料の利用の普及をはじめ産業社会への移行過程に特有な共通の問題の所在を示唆している。代表例を2つ挙げてみよう。1803年1月バイエルン政府の最終裁定に先んじて『工場、マ

ニュファクチュアおよび商業に関する雑誌』は、知識人を巻き込んだ闘争をフランケン地方以外の読者に広く紹介した（Journal 1803）。また、1802年8月に出版されたドールンの小冊子は、同年3月クラカウにおいて石炭燃焼時に頻発する事故の防止策と対応策を内容とする法令を取り上げており、逆に他の地方の石炭利用に関わる問題も熟知していたことが分かる（Dorn 1802, pp.44-45）¹²⁾。

以上の諸点を念頭においたうえで、闘争の経過とガラス工場の建設後の顛末について、史料を紹介しつつ述べていこう（表-2を参照）。

（1）発端

1801年12月都市バンベルクの北西方、徒歩14時間の距離にある都市クローナッハのパン屋シャルフが、クローナッハに石炭を燃料としたガラス工場の建設認可を司教政府に申請した。シャルフは、実際にはクローナッハの企業家ランプレヒトの代理人であるが、この申請に関わる文書は伝来していない。ただ、1802年ドールンの小冊子の序言、あるいは同一の著者と考えられる1803年の匿名氏の論文と小冊子から概要を知ることができる。とくに後者は、この申請に至る経緯と代理人を立てたいきさつについて詳細な説明を加えている（Anonym 1803b, pp.15-18；Anonym 1803c, pp.I-IX）。

ランプレヒトは、鉱山、ビール醸造、荒蕪地の開墾や沼沢地の干拓による耕地拡大など多様な事業を営み、「自分の資財を使い最良の結果

12) この法令は、密閉した室内での石炭燃焼に起因する事故の多発を受けて国王の名前で発布されており、事故発生時の対応策を、窓・扉の開け放しや座位の姿勢と衣服をゆるめることなどきめ細かに指示している（Brügge-meier/Toyka-Seid 1995, pp.62-64）。

表2 1802/03年バンベルク闘争関係の史料一覧

No.	年 月	史 料 と 内 容	典 拠
01	1801 Dec.	Kronachのバン屋Scharfのガラス工場建設の申請	Dorn 1802
02	1802 May 12	Bambergの市参事会員Strüpfのガラス工場建設申請	Anonym 1803b,c
03	May 14	司教の認可:高い実現可能性、石炭量の調査	(1)- ①-2
04	May 23	Strüpfの土地・家屋購入:火災の危険・健康害に危惧	(1)- ③-1
05	June 17	上級鉱山局の鑑定:石炭蒸気の健康害も否定	(2)- ①-2
06	June 18	司教の通達:バンベルク産石炭の有害さへの危惧	(1)- ①-5
07	July 7	市民の反発:「隣人権」を盾に代理人を立てて係争へ	(3)
08	July 14	都市裁判所の判決:罰金刑等で威嚇した建設禁止	(3) Meyer 76
09		鉱山局委員会のメンバー、医師Döllingerの所見表明	Brüggemeier 1996
10		病院委員会の所見表明:煤煙より悪臭の危険性	Brüggemeier 1996
11		司教の宮廷裁判所の裁定:都市裁判所の判決追認	(3)
12	Aug.	Dornの小冊子出版:石炭蒸気の健康・植生害、没収	Dorn 1802
13	Aug.27	Dornの小冊子の出版と保管に関する記事	Dorn 1802a
14	Aug.31	StrüpfのDorn批判:化学者・医者への学説による反論	Strüpf 1802
15	Sept.28	Wetzlar帝国裁判所の裁定:調査報告、建設続行	(3)
16	Oct.	MeyerのStrüpf擁護のための小冊子:愛国者を標榜	Meyer 1802
17	Oct.	BaaderのStrüpf弁護論:石炭蒸気の無害性	Baader 1802
18	Nov. 29	100数名の市民のバイエルン大公宛嘆願書:調査へ	(2)- ①-1
19	1803 Jan.	フランケン総管理委員会の調査報告:建設を承認	(2)- ①-2
20	Jan.	『工場、マニユ及び商業に関する雑誌』に記事掲載	Journal 1803
21	Febr.18	バイエルン政府高官の提言:立地の移動	(2)- ①-3
22	March 11	Strüpfの弁護士から総管理委員会宛の嘆願	(2)- ①-5
23	March 17	総管理委員会からバイエルン政府宛の回答	(2)- ①-6
24	March 25	バイエルン政府の最終決定:立地移動と建設許可	(2)- ①-4
25	April	Baaderによる建設賛成論:イギリス経済との競合	Baader 1803
26		匿名氏の建設擁護論:Meyerが著者?	Anonym 1803a
27		匿名氏の建設反対論:『弔鐘』の著者	Anonym 1803b
28		匿名氏の小冊子『弔鐘』:StrüpfとScharfの企画比較	Anonym 1803c
29		RöschlaubによるBaader批判:医学・病理学的対立	Röschlaub 1803
30	1808	Strüpfのガラス工場:新立地で操業開始	Genreth 1924
31	1815	Strüpfによる炭坑Stockheimそばの新ガラス工場建設	Stolberg 1994
32	1821	Strüpfの死:バンベルク工場が閉鎖されたかは不詳	Stolberg 1994
33	1834	バンベルク工場跡の騎馬訓練所としての利用確認	Schuster 1901

(注) 年月に記載のない項目は、不詳のもの。 [典拠] 筆者が作成。

を思い浮かべつつ、多大な損失をいとわずクローナッハ地域の利益のために貢献してきた」(Anonym 1803b,p.15)。しかし、それら国益に資する活動は賞賛を受けるどころか、かえって人々の妬みや党派的な反発を招いた。この時期に彼は炭坑の「持ち分所有者」としてナポレオン戦争に伴う販路縮小の煽りをうけ多大な損失を被ったので、打開策を練るためにマイン・ライン地方の炭坑を訪ねた。その結果、バンベルク産石炭は、質的にはザールブリュッケン産

や低地地方産に劣らないが、価格面で競争が困難であること、したがって「国内の工場で燃料として利用する以外に捌け口はない」(op.cit.,p.17)ことを確信した。さらに、ヴィースバーデンの宮廷官房評議員のグレッサーの助言をいれて、ザールブリュッケンとドゥットヴァイラーの炭坑とガラス工場などを視察し、石炭燃焼の利点と炉の建設方法を学んで帰った。その後、クローナッハの地にガラス工場と石灰窯を建設する計画を立て、これまで

の活動が妬みや党派的反発を招いたことに鑑みて、「シャルフの名前の陰に計画を隠そうと試みた」(op.cit.,p.18)。

この申請は、この地方の石英に鉄の含有分が多く白色ガラス生産に不向きであること、あるいは石炭消費量が不明で国庫収入への貢献度が曖昧であることなどを理由として、司教政府内でも意見が分かれた¹³⁾。その間、ランプレヒトの友人の口を通じてこの計画を耳に入れたシュトリュプが、1802年5月12日に新たな認可申請を司教政府に出して、ここにバンベルク闘争の幕が切って落とされることになる¹⁴⁾。

新たな申請者のシュトリュプは、レグニッツ川を活動場所とする船主の息子として生を受けたが、その後、ブリュッゲマイアーも指摘するように「営業規制の存在する時代には例外」

(Brüggemeier 1996,p.31) ともいえる複数の職

種に従事し富をなした。1798年には都市の中心部に宿屋「バンベルク館」を開き、ナポレオン戦争期に販路が閉ざされて値崩れを起こした木材取引や運送業にも手をのばした。それと同時に豊かな経済力を基礎に市参事会員職、しかも闘争の勃発した1802年には建設長官補佐職にもついていた。それら営業権は、いずれも司教政府の特別な好意によって比較的短期間に獲得されており、彼の強引な経営方法と相まって、市民から狡猾な山師との評価をうけていた。このことが、総合病院の医師たちの参加した石炭蒸気健康被害をめぐる論争とあわせて、闘争を紛糾させることになる。1802年11月29日付けのバイエルン政府宛の嘆願書から代表的証言を引いておこう。「宿屋の数は、すでに過剰となっていた。彼(シュトリュプ)は宿屋の反発を意に介さず、営業権付きの家屋と看板を獲得した。彼は、大きな宿屋を建てた。その直後、それまでその場所で最も繁盛していた宿屋、「白い子羊」の所有者が、厳しい競争を受けることになった。彼は運送業にも手を出し、我らの仲間市民多数の生業を台無しにした」、「領内の工場設立を支援しなければならないという表面的理由は、美しい正しい基本命題である。今回それは乱用されている。ガラス工場が炭坑のそばに建設される場合には、工場燃料として必要な石炭消費に関する監視が徹底されて、どれほどの量を必要量として廉価に工場主に委ねるのが統制されるので、横領は起こり得ない……そのことをシュトリュプと仲間達は見通している。統制を受ければ、彼らの利益にならない。ガラス工場は名前と肩書きを、そして石炭取引は、収益をもたらす。ガラス工場を、炭坑から遠く離れて建設しようとしている。1ファス当たり2フロリンで入手された石炭の一部だけを

13) Dorn 1802,p.Ⅲには「申請は拒否された」とある。しかし、1802年5月から6月のシュトリュプの認可申請に対する司教政府の対応のあり方にこそ、その後の係争紛糾の要因が横たわっている(史料(1)―①, ②, ③を参照)

14) ザクセン・コーブルク・ザールフェルト大公の商業顧問官Commerzienrath, E.マイアーは、ドールンに倣った表題の小冊子を刊行し、産業振興の観点からシュトリュプ弁護論を展開しており、企画の横取り説にも真っ向から反論を試みている。「昨年(1801年)10月バンベルク市参事会員シュトリュプは、クローナッハの営林官ヴィンクラーとバンベルクの行政官カイセンベルクから、周知のクローナッハそばのバンベルク炭坑に関する彼らの持ち分を購入しようと考えていた…その時、彼は石炭だけを燃料とするガラス工場を建てる意思をもっていた」(Meyer 1802,p.11)。ただ、場所の選定に手間取る間にシャルフが、「1802年3月」に申請を出したため、郊外市ヴァイデンに広大な土地を購入して、「長年温めてきた企画」の申請に踏み切ったという。そして、「以上のことは自分の目で文書から読み取った確たる真実である」(op.cit.,p.13)、あるいは「経験と文書に裏打ちされた主張である」(op.cit.,p.15)と強弁しているが、『弔鐘』を著した匿名氏からは「機知に富んだ思いつき」(Anonym 1803c,p.12)と表現されたように、信頼できる論拠は挙げられていず、ここでは通説に従っている。

工場で消費し、その大半を河川を使って下流に運び3-4倍の価格で販売すべく、都市バンベルク近くの河畔に建築しようとしている。産業（振興）と祖国愛の外皮のもと、宮廷官房を食い物にし、しだいに独占に向けて踏み出し、君主を欺き、仲間市民を病気に陥れようとしている」（史料（2）-①-1）。

司教政府は、前回とはうってかわって迅速に対応した。1802年5月14日には、次のようなシュトリュプの申請内容に認可を与える決定を下した（Dorn 1802,p.IV）。すなわち、都市クロナッハと比較して都市バンベルクーレーグニッツ川を挟み総合病院から約400メートル離れた郊外市ヴァイデンーにおける良質の原料の存在、領内の石炭利用、石炭・製品輸送に好適な川港の存在、船主や商工業の活性化の可能性など、はるかに有利な立地条件を備えており、それを活かすために30年間のガラス生産の石炭利用の独占権、15年間の租税免除、石炭の現行価格での長期賃借が必要だというのである。この判定の適否を確認するために、5月22日に鉱山を管轄する上級鉱山局Oberberg-Kollegiumに委員会を設置し鑑定を依頼した（史料（1）-②-1）。その間、「市参事会員シュトリュプは、ヴァイデンに広大な土地所有付きの華麗な家屋を購入し」（Meyer 1802,p.12）¹⁵⁾、既成事実を作り上げるために工場建設に着手した。

ただ、司教政府のシュトリュプへの積極的な肩入れを、産業振興・国庫充足策に帰して考える所説は、1802年5月、6月中旬の司教文書から判断する限り、再考の余地が残るが、この問題には「結び」で立ち返る。

（2）上級鉱山局の鑑定と裁判闘争の展開

1802年6月17日付けで上級鉱山局の鑑定報告が提出された。この原本は伝来しないが、1803年1月バイエルン大公から再調査の依頼を受けたフランケン総管理委員会の報告から鉱山局の任命した委員の構成や鑑定結果を知ることができる（史料（2）-①-2）。この委員会は、火災の危険性を考慮した人選と思われる2名の建設官、炭坑の事情に通じたクッパーベルク鉱山委員イリッヒ、石炭蒸気の健康被害の判定に専門的知識を提供する人物として、化学者シュトゥンプと19世紀の著名な生理学・解剖学者でバンベルク大学の教授兼司教の侍医であるデリンガーの計5名から構成されていた。その検討内容は、申請内容の実現可能性と経済効果、国家による特権付与の可否、および火災や石炭蒸気に関する健康被害など立地の適否など多岐にわたるが、シュトリュプの申請内容をほぼ完全に認める内容となっていた。

とくに、その後一大争点となる火災の危険性と健康被害の2点について問題なしと判断し、ゴーサインを出した。そのうち健康への影響の評価は、医者・化学者の意見を汲んだものだっただけに激しい論議にさらされる。とくに、その判定の論拠とされたのが、イングランドやスコットランドなど他国や他地方での長年にわたる石炭燃焼の経験、郊外市と都市部の隔たりと風による煤煙の希釈化、煤煙を排出しない炉の建設による技術的対応の可能性などだったが、医学的には、すでに陳腐化した所見に基礎づけられていたからである。ドールンに従えば、「化学の未熟な時代」（Dorn 1802,p.2）に硫黄・砒素含有だけを有害と理解していた学説が

15) 1802年5月23日付けの司教政府の議事録によれば、シュトリュプは建設予定地に関する詳細な説明を求められて初めて、ヴァイデンのグッテンベルク地区に土地と家屋を購入したという（史料(1)-③-1）。

下敷きになっている¹⁶⁾。イリッヒの「健康を害しやすい肺をもった坑夫たちは、舞い上がる硫酸塩（を含む炭塵・粉塵）を吸い込むために症状が緩和するだけでなく、肺（の病気）が完治したようである」という一見荒唐無稽とも思える見解も、その反映ともいえる。ただ、その後デリンガーは、鑑定書より慎重な見解を発表している（Brüggemeier 1996, pp.27-29）。石炭蒸気の健康増進的作用を説く学説の誤りを指摘し、同時にアンモニアやガラス製造に利用される砒素・マンガンを含むガス・蒸気が希釈化された場合でも、病人への健康被害の懸念を表明した。したがって、この鑑定結果も最終的な解決をもたらすことはなかった。

その間、市民も拱手傍観していたのではない。「ヴァイデンの共同体全体 ganze Gemeinde は立ち上がり、その種の企業から明らかに発生するに違いない不利益に関して苦情を寄せた」（Dorn 1802, p.IV）¹⁷⁾。この闘争に関する史料は欠落が多く、完璧に再現するのは不可能だが、おおよそ次の3ステップをたどっている（Stolberg 1994, p.51：史料（3））。

16) ドールンの証言を挙げれば、次の通りである。
「（石炭の健康・植生害をめぐる）多様な相矛盾する見解がでてくる理由は、必要な知識の欠如にある。このことは、ホフマンやノイマンのような高齢の医師に当てはまる…化学の未熟な時代 rohe Zeiten der Chemie に生きたこれらの人々には、さまざまなガスやそれらの健康への悪影響はまだ知られていなかった。したがって、彼らは最も重要な論点の一つを見落としているに違いない。彼らは石炭を一面的に研究し判定を下している。すなわち、大半は硫黄と砒素の含有に集中している。従って不完全で一部誤ってさえいる理解から誤った判定が導き出されたに違いないからである」（Dorn 1802, pp.2-3）。

17) ドールン批判者のマイヤーによれば、建設計画の反対運動に参加したのは、ヴァイデンにある16戸のうち6戸にすぎないし、そもそも、発生もしていない被害を予想した苦情は、将来発生するはずの利益に鑑みて門前払いされたという（Meyer 1802, p.19）。

第一ステップとして、都市裁判所の決定がくる。ブリュッゲマイヤーによれば、ガラス工場の建設計画が知られた時から市民は代表者——参審人で後の市長 F. L. ホルンターと考えられている——を立てて用意周到な準備を重ねた。シュトリュプに対する営業認可権は、明らかに司教のポリツアイ事項に属することから、市民に直接の関与権はないと判断して、私法的な問題に限定して争われた。抛り所とされたのは、「隣人法」である。1826年の史料では、「誰でも自分の土地の上では、好きなことを行うことができる。但し、その者が、他人の土地のないしその住民に負荷をあたえるようなものを、他人の土地に排出してはならない」と規定されている¹⁸⁾。この関連で重要な点は、この隣人法を抛り所にしながらも、実質上、工場建設の是非を問うような訴訟が起こされたことである。本来、司教政府の営業認可権に関わる問題が、第一審の都市裁判所で扱われたことは、1802年9月ヴェツラーの帝国裁判所の判決において司法手続きとして疑問視されたわけだが、公法・私法領域は「環境行政上」は相互浸透的關係にあったと捉えるべきであろう。結局、市当局は、20ターラーの罰金刑あるいは取り壊し権行使で威嚇しつつ建設続行を禁止し、同時に予想される被害発生に備えて担保金の提供を言い渡した（Dorn 1802, pp. III-IV; Meyer 1802, p.76）。

第二ステップは、司教政府の宮廷裁判所に舞台を移して争われた。第一審の都市裁判所の判定を基本的に承認したが、取り壊しの強硬手段がとられるのは専門家の鑑定結果をうけた場合

18) この史料では、排出が禁止される対象が「水、炭塵、煤煙のような有形物」に限定されていることを問題とし、「感覚を不快にするような作用」にまでそれを拡大するよう求めている（Brüggemeier/Toyka-Seid 1995, pp.153-5）。

に限定した。シュトリュプは、「不服従からではなく、当然の権利であると自覚し、また係争相手は彼に罰則を課すといっているから、違反を犯さぬように（担保金を設定して）、ゆっくりと建設を続けた」（Meyer 1802,p.76）。

第三ステップは、ヴェッツラーの帝国裁判所の最高審判決である。1802年9月28日に結審したこの係争については、詳細な審議結果と決定に関する文書が伝来しており、その一部は刊行されている（史料（3）：op.cit.,pp.77-78）。帝国裁判所は係争に至る経過をシャルフとシュトリュプの案にまで遡及して振り返り、とくに第一審と第二審の判定内容を法手続も含めて再検討した。およそ審議の焦点は2つに要約できる。一つは、ガラス工場の建設認可という司教政府に帰属する事項が、都市裁判所で扱われたことが事態を紛糾させる一因となったこと。したがって、市民にとって無害となる仕方での工場建設要求は、住民への被害の有無の確定にすぎないこと。しかし、「控訴審の判決猶予こそが、適切であると考えられる」と述べ、肝心な健康・植生被害を不問に付し、司教の新たな措置を禁止したこと、その間、「担保金支払いを条件にしてシュトリュプは、取りかかっている建設を自己の責任で継続できるが、（最終）決定の以前にガラス工場を操業することは許されない」とする、極めて歯切れの悪い内容であり、事態を収束させることはできなかった。

（3）出版物を通じた論戦

上記の帝国裁判所における判決が下る直前の1802年8月からバイエルン政府による最終決定の直後の1803年4月まで、啓蒙期を特徴づけるかのように、小冊子と雑誌論文を通じて賛否両

派から活発な論戦が闘わされた。この場では、著者の略歴と主要な論点だけを紹介し、詳細な検討は他日を帰したい。

1802年8月ドールンの発表した小冊子、『バンベルクのヴァイデンにおいて計画されたガラス工場の有害さ。とくに、バンベルク産石炭の燃焼に関して、医学的・合理的原理に基づいて検証し論証する』が、その先鞭をつけた。著者のドールンは、1789年総合病院建設以来、外科・生理学・療養学の教授を勤め、出版物も多数発表しているが、後述のレシュラウプや前述のデリンガーと比べてドイツを代表する医師に数え上げられはしない（Brüggemeier 1996,p.32：Stolberg 1994,pp.60-61）。その序言にもあるようにドールン自身、郊外市ヴァイデンに土地を所有していたが、決して私情に流されることなく、「医学博士・教授、司教政府の宮廷評議員、都市医師」の肩書きにふさわしく、行政・司法当局に科学的に基礎づけられた判定結果を提供することに傾注した（Dorn 1802,pp.XII-IV）。ただ、いささか筆が滑ったか、「（この小冊子は）結局、全体（利害）の看板の陰に隠れ、国家の利益となるはずの全てのものを奪い取り、仲間市民を破滅に追い込み、自分の懐だけを満たすような、いわゆる山師Speculantenのために書かれた」（op.cit.,p.XI）とシュトリュプと司教政府の双方を揶揄した表現を使ったため、没収処分を受けた¹⁹⁾。

その内容は、「序言」11頁と本文46頁から構成されており、前者はガラス工場建設をめぐる係争の経緯と論述の狙いを簡単に論じている。本文は、「ガラス工場の建設は、当地の石炭の

19) マイアーは、この事実を引き合いに出して「それ（ドールの著書）が党派的立場から書かれた」と、つよく主張する（Meyer 1802,p.76）。

燃焼という観点からして、都市（住民）の健康、およびその真ん中に工場が建てられるはずの（ヴァイデンの）庭畑・耕地・採草地の多産さ（収穫）にとって、どのような影響を与えるのか」（op.cit.,p.1）という問への解答に当てられる。前半の科学的・医学的考察では、石炭燃焼一般ではなくバンベルク産石炭の成分分析とコークス化による無害化の困難、およびその排出量の推計とヴァイデンの地理的条件と関連づけた濃縮化の危険性が、指摘される。後半部では、石炭蒸気・ガスの被害が、健康害、酸性雨発生メカニズムにも触れた植物破壊・土壌汚染、不動産価値の低下、および景勝地ヴァイデンの景観・散策路価値の破壊の4点がおもに論じられている。この小冊子は、8月27日付けの『バンベルク・インテリゲンツ誌』67号にも広告が出され、病院委員会の反対声明などを喚起して大きな反響を呼んだ（Dorn 1802a）。代表的な証言を2つ紹介しておこう。

今日の酸性雨発生のメカニズムにも通ずるバンベルク産石炭燃焼の危険性への警告の文章、「この硫酸塩を含むガスは、それ自体として大気中に長くは留まらず、そこで再び硫酸が生産されて、自重のために大気中から降下してくる。これが、我々（バンベルク産）の石炭の有害性ないし無害性に関する問題を解明する際には、とくに考慮されねばならない事情である」（op.cit.,9）。また、後述のレシュラウプにも通ずる、健康を犠牲にした経済利益追求を糾弾し、国家の責任ある対処を求めた文章、「国民の健康を、その種（石炭蒸気）の危険から守ることは、明らかに国家の義務である。たとえ、それによって罹患する者がたった一人であっても、この一人の健康を危険にさらし、他方で、貨幣が官房学的山師を通じて企業家と彼の取り

巻き連の懐に入るとすれば、それは無責任な行為であるに違いない」（op.cit.,p.28）。

シュトリュプは、8月31日付けの『バンベルク・インテリゲンツ誌』68号に、反論記事を掲載した。ドールンの小冊子の狙いが、「あらゆる点で国家にとって有益な企業を大衆諸兄に対し有害だと、まことしやかに示すこと」（Strüpf 1802,p.342）以外の何物でもなく、それはバンベルクの石炭に関して都市医師のシュワルツと化学教授のルンプの両氏が実施した調査結果と対比して受容できないこと、を強調する内容となっている。

E.マイヤーは、1802年10月に『バンベルクのヴァイデンにおいて計画されたガラス工場の利点と一般的効用。とくに、バンベルク産石炭の燃焼に関して、非党派的・合理的原理に基づいて検証し論証する』のタイトルを付した小冊子を発表した（Meyer 1802）。ドールンの表題を皮肉を込めつつ引き継ぎ、「有害さ」を「利点と一般的効用」に置き換えているように、マイヤーは建設賛成派の急先鋒の一人である。ただ、表紙に付された「ザクセン・コーブルク・ザールフェルト大公国の商業顧問官」の肩書きを除けば、彼の活動については不明な点が多いが、その内容から判断して、実践的な官房学的観点に立った殖産興業・強兵（人口扶養）論の主張にあったようだ²⁰⁾。

全体で84ページからなるこの冊子は、まず序文においてガラス工場の建設についてドールンとは異なる「あわれな素人」が意見表明の権利

20) 彼の著書2冊に付された表題からも、そのことは読みとれる（Brüggemeier 1996,p.35）。*Der Kaufmann auf den Messen und Märkte, oder der Unterricht für die Mess- und Marktfiranten*. 2 Bde., Weimar 1802. *Kunst, sich glücklich als Kaufmann oder Fabrikante zu etablieren*. Berlin 1803.

を持つとの確認から始め、「真の愛国者」の観点からシュトリュプ擁護とドールン批判を展開する²¹⁾。内容は、シュトリュプの企画がシャルフより時期的に先行していたこと、石炭を利用する諸国・地方の経済的繁栄にもかかわらず健康被害が少ないこと、ガラス工場建設が産業振興と雇用増加効果をもたらすことなどを基本論点とするが、既述のように「文書と経験」に基づく所見との主張にもかかわらず、必ずしも史料的基础は強固とはいえない。

J. バーダーは、新聞『バンベルガー・アルゲマイネ・ツァイトウング』に1802年10月と1803年4月の2度にわたり殖産興業の視点からシュトリュプの企画を擁護する論文を発表したと言われている(Baader 1802,1803)。ただ、ヴィージンクとシュトルベルクが述べているように、バンベルクの市立文書館、州立文書館、および州立図書館のいずれにも関係する号が所蔵されていず、筆者も、彼らと同じように、A. レシュラウプの1803年論文における引用から、したがって批判者の目を通した部分的証言を利用せざるをえなかった。バイエルン選帝侯の高官として彼は実地調査に赴き、シュトリュプ経営の旅籠「バンベルク館」に滞在して意見聴取とドールン批判を行った。ただ、彼が医学から物理学の勉強に進み、イギリスのエディンバラ留学の経験をもち、マイヤーの見解と違って専門的・科学的知識に裏打ちされていただけに、レシュラウプの反論も厳しい調子となっている

²²⁾。

21) 次の一節が、マイヤーの基本的立場を鮮明に表現している。「新しい施設は、国家全体にとって有益で福祉増進的wohlthätigではないだろうか。自分の故国Vaterlandを実際に愛している真の愛国者Patrioteにとって、常にそれがまず最優先の問題である。その次に、初めて個々人(の利益)がくる」(Meyer 1802,p.43)。

彼は工業化推進の旗振り人の役割を果たしており、その点は2つの論文からも容易に読みとれる。1802年には、シュトリュプに対し石炭・木材価格や賃金の廉価なクローナッハでのガラス・明礬工場の経営を勧めただけでなく、「ロンドンの濃い石炭蒸気は、実際、多数の流行性の伝染病、とくに腐敗熱に対するもっとも確実な予防手段である」(Röschlaub 1803,p.112)と述べて、石炭蒸気のもつ健康促進作用さえ論じている。1803年には、先進工業国イングランドに倣った石炭利用の普及にとって大きな障害としてバンベルク闘争——1803年1月の雑誌記事——を批判的文脈で紹介している。「イングランドの商業的強勢は、少なくとも、その半ばを石炭に依存している。ドイツが豊富な石炭埋蔵をこれまで以上に上手に利用することを学ばない限り、機械と営業の勤勉さのいずれにおいても彼らの工業と大きく隔たってしまい競合できないであろうし、屈辱的な法も彼らから定めもらうようになるに違いない。しかし、この(石炭)利用からどれほど隔たっているかを、最も有益な雑誌(Journale)の一つが最近明らかにしたような出来事(ドールンとレシュラウプらの反対と裁判闘争)が証明している」(op.cit.,p.106)。

1803年1月には、『工場、マニュファクチュア、及び商業に関する雑誌』に、バンベルク闘争に関する記事が掲載されて、ドイツ全土にこの問題が知れ渡ったことは、すでに述べた(Journal 1803)。ただ、今回の調査旅行にお

22) バーダーは、レシュラウプが1803-05年に編集・刊行に当たった雑誌「衛生」の共同編集者のエッグルと同窓の医学生からスタートして、物理学に転じ、一時期イギリスにも留学して鉱山・製錬技術にも深い知識をもっていたといわれている(Wiesing 1987,pp.26-27; Stolberg 1994,p.54)。

いて筆者は、この雑誌の原本を手にすることができなかった。以下に紹介するのは、レシュラウプの1803年論文における引用部で、一般民衆に留まらず、医師二人も参加して医学論争の様相を呈したことを伝えている。「バンベルクの郊外市にガラス工場が建てられ、そこからさほど離れていないシュトックハイムで発見された大きな炭層の石炭が燃料として使われる。この思い切った新たな企ては、バンベルクで大きな反響と抵抗を呼びおこした。それには、十分な教育を受けていない平民だけでなく、宮廷評議員ドールンとランツフト大学教授のレシュラウプも参加して、企業家で市参事会員であるシュトルプを公然と戦場に引き出した。宮廷評議員のドールンは、全ての石炭ではないがシュトックハイム産の石炭は、（燃焼時に発生する）蒸気のために健康に害があると主張した。レシュラウプ氏は、イングランドとスコットランドの医師の間でも、石炭蒸気に健康害がないかどうかについて、まだ定説はないし、また、よしんば健康害がないと判断されているとしても、その種の蒸気がバンベルク住民に有益であるはずはない、と述べた。1802年末にバンベルクにおける石炭の無害さが問題だと見なされただけではなく、知識人の間でさえ裁判係争の対象にまでされた」（Röschlaub 1803, pp.105-6）。

1803年3月バイエルン政府の最終決定が下った後も、賛否両派からの発言は後を絶たなかった。バーダーが、1803年4月工業振興の立場からバンベルク闘争に苦言を呈していたことは先にみた（Baader 1803）。

『フランケン州雑誌』の1803年号は、匿名氏による建設の賛否両論を掲載している。愛国者の名の下に書かれた賛成論は、サブタイトルに

「医学博士ドールンDorn氏の目には棘Dornが刺さっている」の皮肉に満ちた語法を使っていること、あるいはシュトリュプによる炭坑の持ち分の取得など周到な準備に言及していること、およびヴァイデンの共同体構成員のうち一部だけが反対派に属する点を明示した「ドールンと5人の徒党仲間Mitverschworen」の表現を用いていること、などの諸点から判断して、先述のマイヤーと同一人か、彼ときわめて近い立場の人物かの手になると考えられる（Anonym 1803a）。内容は、バンベルクにおけるガラス工場建設のための優れた立地条件の存在、ドールンによる事実誤認に基づく苦情と闘争の展開、シュトリュプの計画の経済・雇用効果を手短に論じたものである。

もう一方の反対論は、1803年の匿名の出版物『シュトリュプのガラス工場の弔鐘か、あるいは次の問いかけ——国家は合理的な理由に基づいてガラス工場の特権をいずれに発給しなければならないのか、バンベルク市参事会員のシュトルプか、それともクローナッハのシャルフカー——を発し、そして解答する』と、明らかに同一人の手になる（Anonym 1803b, 1803c）。論述手順もその論理構成も、かんぜんに重なり合っているからである（Wiesing 1987, p.24）。以下では、『弔鐘』の概要を紹介しよう。

全体で70ページからなるこの小冊子は、闘争の発生と裁判における係争の経緯の紹介に当てられる緒言から始まる。それに続き、表題に掲げた問いかけに解答を寄せるために、双方の計画を経済学的視点から比較していく。前半では、「企業家対企業家」の表題もとに、起業アイデアの早晩、ガラス工場建設のための準備状況など企業家の資質・教育、国家への貢献度、資産と企業家精神の優劣が考察され、ランプレヒト

(シャルフ)に軍配があげられている。後半では、「企業対企業」のテーマを立て企画の実現可能性を、原料の品質、雇用効果、商業・交通の便、製品の競争力に多大な影響を与える賃金・家賃など事細かに考察し、住民の健康・財産被害も考慮するとき、シュトリュプ案の方が優れているとは考えられないと結論する。

最後に、レシュラウプの論文「バンベルク・ガラス工場史に関する若干の所見」を挙げることができる(Röschlaub 1803)。この論文は、J.B.の頭文字で表現される、上記のバーダーの学説を正面から俎上に載せることを狙いとしている。その際、批判の対象となる所説も広く引用しており、今日、入手困難な雑誌・新聞掲載論文の貴重な「史料集」の役割も果たしている。K.E.ロートシューは、「ロマンティック時代のドイツ医学：単一性でなく多様性」と題する小論において、この時期の主要な4学派の一つ「理論的・実践的方向」を代表する人物にレシュラウプをあげており、ヴィージンクも近代医学への橋渡しを担った医師の一人に数えている(Rothschuh 1981 : Wiesing 1987, pp. 1-4)。レシュラウプの履歴は、ヴィージンク論文に詳細に紹介されているが、この場では、1787年以来バンベルク総合病院で医学を学びドールンと面識を得たこと、1796年から病理学・療養学の助教授に、そして1798年以来教授職に就いていたこと、その論文は、1803年ランツフト大学に籍を移したのち宮廷付き医師のG.エッグルと創刊し共同編集に当たった「衛生：公的・私的な健康管理のための雑誌」の創刊号を飾ったことの、3点だけを挙げておく(op.cit., pp. 16-21)。

先にも触れたように、環境史におけるレシュラウプの評価、あるいは19世紀環境闘争時に鑑

定・調査報告をしたための専門家の位置づけをめぐっては、まだ意見の対立があり、慎重な取り組みが必要である(Stolberg 1994, pp. 298-331)。しかし、この論文のライトモチーフの一つが、「時代精神とともに前進しなければならない」との名目のもと、健康被害を無視したままで産業振興を振りかざす「まがい物の啓蒙」に、鉄槌を下すことにあった点を看過してはならない。バーダーを標的としたレシュラウプの「似非啓蒙主義」批判の文章を2つ紹介しておこう(Röschlaub 1803, pp. 107, 119)。環境問題のグローバル化が叫ばれる今日でも、十分傾聴に値すると考えるからである。

「我々のうち誰が、ドイツの商業、製造業、工場を前進さすべきであるとの主張に異を唱えるだろうか。我々は、現在のところ、またこれからもずっとそうだが、人間、とくにそれら(商工業)から何も直接の利益を引き出せない人々の、生命、健康、快適さを犠牲にすることなく、それらは行われるべきだという意見である」、「ガラス工場から立ち上る蒸気が実際に有害か否か、まず実験すべきであると(バーダーのように)提案することも可能である。

(ここで言及せざるをえないが)その場合、人々の健康と生命を賭けて実験をするのであろうか。健康と生命は、そもそも貨幣によって置き換えることができるのだろうか。その実験は、どれくらいの間、続けられなければならないのだろうか。私には、数年は要するように思える。なぜなら、問題となるのは、実験が明瞭な結果を提供し人々を完全に納得させるまでに数年間はかかるような、消耗性疾患の原因や消耗性疾患(肺結核)といった慢性的に進行する疾病だからである。一体誰が、その種の実験を行ったり、行わせたりする権限をもっているのだろうか

か」。

(4) 新領邦君主、バイエルン政府の調査と最終裁定

1802年夏からバンベルク司教領は、バイエルン選帝侯の支配下に置かれた（Endres 1997：Neukam 1961）。反対派市民は、司教政府と結託した企業家シュトリュプの活動を苦々しく眺めていたが、1802年9月28日ヴェッツラーの帝国裁判所の裁定が歯切れの悪い内容に終わると、新たな行動に転じた。臣下誓約日の1802年11月29日付けで市民約100名がバイエルン政府宛に嘆願書を送付して、ここに係争は、バンベルク司教領や帝国裁判所からバイエルン政府へとその舞台を移すことになる。

バイエルン州立文書館に所蔵されたこの嘆願書は、全体で50ページ余からなり、これまでの係争の経緯を振り返りながら、市民の立場を忌憚なく表明した内容となっている（史料（2）－①－1）。その主たる要求は、適切な場所への立地移動であり、その主張の基礎には明らかにドールンとレシュラウプの医学的所見があったが（Brüggemeier 1996,p.41）、決してガラス工場の建設自体に反発していないことに注意しておきたい。代表的な証言を二三挙げておこう。

立地移動の要求：「病院を河畔に、そして（郊外市）ヴァイデンの対岸に病院を建てたのは、病人や回復過程の人々に澄み切った清潔な空気を提供するためであった。（ガラス工場が建てられれば）病気で苦しんでいる人々は、永遠に石炭蒸気に包み込まれてしまうことになりはしないか、それは耐えられないことではないのか。息を詰まらせるような蒸気は、病気によって敏感になった身体には、最悪の影響以外

の何もかもたらさいのではないのか。この事情は、これだけをとってみても、シュトリュプの計画をどこか余所の場所に移すことを指示するに十分なほどの重要性をもっている」「自然が都市バンベルクに与えた最良の贈り物の一つは、明るい晴れやかで幸運に満ちた位置である。都市内部とその周辺のなかで最も美しい街区の一つである、ヴァイデと呼ばれる地域が、その最たるものである」。「先の革命戦争の間に（司教権力を背景に）財をなした人物」、シュトリュプは、市民側の「美しい自然を台無しにしないよう、そしていたずらに全ての住民から憎悪を招かぬよう、不和、法廷闘争、出費、苦情申し立てのきっかけを与えないようにするための善意からの助言」にも耳を貸さないどころか、「これまで私は、したいようにやってきたし、ガラス工場もきっと（郊外市）ヴァイデンに建ててやる。それを妨害しようと言う奴がいるなら、見たいものだ」と居直ってさえいる。「（ガラス工場は常に）人気のない森林地帯に建てられてきた。というのも、工場主は燃料を簡単に入手できるし、第三者も被害を被らないからである。石炭が燃料として利用される場合、ことさら、そのことは当てはまるのではないだろうか」。

バイエルン政府も、12月6日には「市民の苦情を可及的速やかに検討すべき」と判断し、バーダーをバンベルクに派遣した。残念ながら、このときのバーダーの所見は伝来していない。同時に、フランケン総管理委員会に対して、火災の危険、石炭蒸気の有害・無害、近隣住民への影響、立地選択の適否の4点を中心に調査を命じ、その報告書が1803年1月に提出された。

「もともと単純だった何かの問題が大きな情熱を傾けて論議されながらも、誤った処置により

紛糾の極みに達した事例があるとすれば、それはシュトリュプのガラス工場の場合である」との書き出しで始まる報告書は、基本的に建設にゴーサインを出す内容となっている（史料（2）－①－2）。

火災の危険を病院と都市から距離が離れていることから退け、それに続いて石炭蒸気の健康・植生に与える害についても否定した。

「ヴァイデンの（不動産）所有者たちの抱く健康害と庭畑の荒廃に関する心配は、一部は無知の、そしてまた一部は激情にあおられた妄念に帰すことができよう」。その基礎には、諸外国の経験や大気中での希釈化に関する専門家の見解があったが、同時に、環境問題解決の切り札として技術を重要視する今日の考えの、その萌芽があったことも看過できない。「特別な炉の建設によって、様々な障害はあっても石炭燃焼から発生する煤煙を回避したり、あるいは炉のいろいろな処理によって完全燃焼を生み出したりできる」²³⁾。

そして、何より判断の基準とされるのは、官房学的観点を色濃く帯びたガラス工場の建設を契機とした経済的発展の見通しである。「ほとんど、その発芽時点で枯れてしまいそうな経営は、次の理由から、これまで以上に強く推奨されるべきである。工場やマニュファクチュアがまったく欠けたこの新領土において工場を設立する最初の試みであること、そして大々的に石炭を燃料とする試みであり、それが成功した暁には、物の自然のなりゆきによりビール醸造人

やパン屋からも模倣されるからである。このガラス工場の建設により、大規模な販路の欠如から経営不振に陥った炭坑にも新たな活況をもたらし、失業者に新たな働き口を提供し、外国産ガラスのために支出される貨幣が、国内に留まるだけでなく、外貨も流入するようになるであろうから」。しかも、バンベルクは、領邦政府の後押しを与えられれば、産業振興の模範例を提供できる最良の立地であると判断された。

「バンベルクは、繁栄する商業、あるいはその（地理的）位置から繁栄に向かう可能性をもった商業、既存の舟運、原料の分布を理由として、幸運な資産状況にあるシュトリュプとガラス工場にとって最良の立地であろう」。

この調査報告を受けたバイエルン政府は、1803年3月最終裁定を下した。その内容は、前述の調査報告の建設推進的トーンを前提にする限り、予想とは大きく異なるものだった（史料（3）－①－4）。第一に、係争の主たる争点はガラス工場の営業認可権にあると判断し、したがって司教政府のポリツァイ事項である限り、シュトリュプの申請は認可されることになった。第二に、都市バンベルク内の建設は認められたが、それは郊外市ヴァイデンではなく、そこからかなり離れたハルシュタット通りに位置する「司教の狩猟用具小屋」であった。それによって病院と都市には石炭燃焼に伴う様々な汚染の回避が、そして企業家シュトリュプにとっては「長期間の雨ざらし日ざらしにより傷みの激しい」建設途中の工場の代替物が、それぞれ保証されて、いわば双方の主張の中道をとった決定が下されたことになる。（史料（3）－①－5，6）

ところで、このような裁定に導いた要因の一つを、シュトルベルクは、市民、とくに新たに

23) 1803年匿名の「愛国者」は、ドールン批判の文脈で「煤煙処理装置を使ってドールンの女々しい苦情を一掃してしまえ」（Anonym 1803a, p.14）と述べているが、それも、社会の深部で進行する「自然・労働の資源化」「至福の世俗化」「成長概念の浸透」と一対の「技術万能論の浮上」と見なせるやも知れない（田北 2003：Radkau 1990, pp.356-358）

政治支配下に組み込まれたバンベルク司教領の住民からの圧力に求めている。その際、引き合いに出されるのが、バイエルン政府高官のM. J. モントゲラスMontgelasの1803年2月18日付け書簡にある次の一文である。「今日の状況、すなわち不適切な処置からここまで大きくなった市民の不安に鑑みると、問題のガラス工場を他の場所に移す方が、目的にかなっているように見える」（史料（2）－①－3）。筆者は、それが大きな役割を演じたことを否定するつもりはない。ただ、環境規制における公法と私法の関係という、より広い視野から吟味すべきであろう。すなわち、公法と私法の領域は制度上峻別されてはいたが、実際の運用に当たっては、まだ隣人法を基礎にして工場建設に異議申し立てができるほど流動的な状況にあり、君主といえども、一刀両断的な裁定は下せなかったと考えたい。この問題には結論部で立ちかえるが、この時期市民は、国家（司教）と市場エージェント（企業家シュトリュプ）と並んで「環境規制」に強い影響を行使できたのである。

（5）ガラス工場のその後

以上のような長期間の闘争を経て、バンベルクに建設されるに至ったガラス工場のその後については史料が意外に乏しい。ブリュッゲマイアーも、「経営状況は非常に悪かったので、数年後にガラス工場は閉鎖され、彼のライバルが最初から提案していた場所である、クローナッハそばのシュトックハイムに移転された」（Brüggemeier 1996, p.43）と簡単に片づけている。これまでの先行研究の成果をもとに、少し詳しく振り返ってみよう。

ゲンレートは、バンベルクにおける工場の起

源として、1808年市参事会員シュトリュプによるガラス工場建設を挙げたが、その経営内容については、バイエルン政府の作成した統計資料が手がかりを与えてくれる（Stolberg 1994, pp.76-77）。1809/10年の雇用労働者数10人、緑色のガラス瓶を中心として年生産額は1500フローリン――バイエルン大公領内のガラス生産額16000-17000フローリンの1割にも満たない――、そのうち800フローリンが域外への輸出に回されていた。したがって、シュトリュプは、良質の石英産出を根拠に挙げて白色ガラス生産の可能性を主張していたが実現できず、結局、『弔鐘』を著した匿名氏による「特権獲得後の泥縄式なガラス製法の学習」との批判の正しさを裏付けることになった（Anonym 1803c, p.14）。翌1811/12年にも生産額は1600フローリンを維持していたが、雇用労働者数は、すでに3人まで減少している。1815年には、上記のようにシュトックハイムに新たなガラス工場が建てられたが、そのときバンベルク工場が閉鎖されたのか、それとも1821年シュトリュプの死によって経営に終止符を打ったかは分らない。1834年にガラス工場跡の建物が、軍事用騎馬訓練所として使われていることが知られている。

ところで、シュトルベルクは、ガラス工場の新立地周辺の土地所有者から苦情の声は挙がらなかったと述べているが（Stolberg 1994, p.76）、そのことは汚染がなかったことを意味しはしない。司教の取り巻きの一人として、恐らく建設推進派に属したと思えるイエックの旅行記の一節を紹介して、「ドイツ最古・最大」の環境闘争の経過と後史の論述を結ぼう。

「我々は、まったく規則正しい馬車馬の緩やかな歩みに従って、新たなアーチ橋を横切りの

がら、ウンター・シュタインヴェークとジーゲン小路を通過してシュトリュプのガラス工場の方へ進んだ。このガラス工場は、1737年司教フリードリヒ・カール・フォン・シェーンボルン様によって建てられ、1803年の教会財産没収までは狩猟に不可欠な用具の保管のための倉庫として使用されてきたが、その後、企業心あるindustriösen宿屋経営者であるJ. E. シュトリュプにガラス工場建設のために譲渡された。彼は、この工場を多額の費用を投下して、彼の友人の期待と多数の敵対者の反対のなかで完成した。我々は、そのことを緑色の瓶の生産から確認することができる……石炭が緩やかにまき散らす異常な硫黄臭は、我々の社会（貴族）Gesellschaftの幾人かに胸部疾患発生の不安をつよくかき立てたので、我々は旅行用馬車に再び乗り込み、街道を急がせた」（Jäck 1812, p.155）。

結 び

本論は、環境次元を取り入れた新たな工業化像の再構成に向けて、19世紀と現代の双方向から接近する作業計画の第一歩をなす。方法的には、環境史の新潮流と現代の環境政策論争とから、それぞれ重要な論点を2点ずつ継承し、それを組み合わせながら接近を試みた。すなわち、環境史からは、「経済成長と技術進歩」に囚われない工業化像の再構成を目指すこと、同時に、その時々々の環境問題を現代に引きつけて解釈せずに、歴史的な文脈内に的確に位置づけて評価することの2点を、そして環境政策論争からは、政策効果を考える枠組みとして政策形成・施行・評価の諸局面における市民参加の意義を認識し、「国家（法規制）か市場（経済手段）か」という手段選択の問題に還元せずに「国

家・市場（企業）・市民」の相互関係を重要視すること、それと関連して政策効果を挙げるための市民によるチェック体制の有効な機能（モニタリング・環境運動など）に注目することの2点を、継承した。その方法を、「ドイツ最古・最大の」環境運動と呼ばれる1802/03年バンベルク闘争に適用した。ただ、冒頭でも触れたように、本論の論述の主眼は、領邦君主や貴族、都市要職者・市民、医師・化学者など多様な社会階層が参加し、そのために豊富に伝来した裁判記録、嘆願書、調査・鑑定報告、雑誌・新聞論文、小冊子など多様な種類の史料を紹介しながら、研究史と闘争の発端・経過・結末を概観することにあつた。したがって、個々の史料や争点への踏み込んだ検討というよりは、むしろ課題の確認に重きを置くことになったが、最後にバンベルク闘争をめぐる学説史と伝来史料の検討の結果を簡単に振り返り、その成果を19世紀ドイツ環境史の文脈内で考察することで、結びに代えたい。

I ではバンベルク闘争を扱った研究史を概観した。まず、第一次大戦後の混乱と再成長に向かう1920年代と第二次大戦後の「奇跡の復興」の起点に当たる1950年頃までは、経済成長と工場制に基づく本格的な工業化の進展を妨げた障害、つまり「後ろ向きの運動」と理解する見方が支配的だった。その後、1980年以降の環境史の洗礼を受けた業績では大きく軌道修正された。1987年ヴィーゼンクは、論戦に参加した2人の医師、ドールンとレシュラウプに医学史の観点から光を当て、後発国ドイツにあつて工業化と生態系の調和的発達を志向するエコ医師の開拓者と理解する見解を打ち出した。1990年代のシュトルベルクとブリュゲマイヤーは、文献史料に偏ったヴィーゼンクの研究を手直しし、闘

争の経過を克明に復元した。それと同時に、1990年代以降の環境史の新潮流をつよく意識して、この闘争を19世紀バンベルクあるいはドイツを取り巻く社会経済・政治的文脈のなかに的確に位置づけつつ、その再評価を試みた。シュトルベルクは、この運動を平板な伝統的な小生産者と近代的な企業家の対立とではなく、絶対主義的な司教権力と癒着した「山師」シュトリュプによる市民の経済活動と市民的価値の攪乱を映し出すものと解釈し、あわせてドールンらの医学・病理論的な限界も指摘した。ブリュッゲマイアーも、シュトリュプの山師性を前景に出すことに慎重な態度を示す以外は、ほぼシュトルベルクに追随する姿勢を示している。すなわち、バンベルク闘争が今日の環境闘争と通底する特質を多々持つとしても、そのことに目を奪われて、時代的制約を超えた結論を導き出してはならないという。とくに、生態系に優しい医者先の先駆者と捉えられたドールンとレシュラウプの見解も、それら科学的鑑定・調査結果が裁定の基準として社会的に広く認知されていない時期には、多数のうちの一つに過ぎず、その影響力を過大評価できないと主張した。

Ⅱでは、シュトルベルクとブリュッゲマイアーの業績を参照系としつつ、バンベルク闘争に関連して伝来する豊富で多様な史料を紹介しつつ、闘争の発端、都市から司教の宮廷を経て帝国裁判所にまで舞台を移して争われた裁判闘争、ガラス工場建設の賛否両派による小冊子や雑誌・新聞論文を通じた活発な論争、バイエルン選帝侯の支配領域への編入後の市民による嘆願書提出とそれを受けた調査と最終裁定、さらに建設後のガラス工場の行方を概観した。本章の検討から得られた重要な知見については、すぐ下で論ずるので、この場では、最近の業績からも看

過されてきた重要な論点に言及しておきたい。この闘争は、建設計画が浮上した時点で、したがって汚染と被害が表面化する勃発し、しかも立地移動の最終判定を勝ちえた。換言すれば、石炭蒸気の健康害や植生・景観害について科学的に裏打ちされた定説がない時期に、いわば「テクノクラート型の政策スタイル」（田北2002, pp.177-178）に陥ることなく、リスクを回避して、今日環境政策においてその重要性が叫ばれている「予防原則」に沿った解決がはかれているからである。その後19世紀後半以降の本格的工業化期には、発生した被害に関して原告に因果関係の論証義務が重くのしかかってくることを考慮するとき、バンベルク闘争が環境史に占める地位がいつそう明らかとなろう（Schramm 1990: Brüggemeier/Rommerspacher 1992, pp.16-18, 37-47）。

(1) 学説史に関する問題点

まず、伝来史料の検討結果に鑑みると、バンベルク闘争を扱った最近の学説も、いくつかの論点で反省を要する。シュトルベルクとブリュッゲマイアーが、90年代以降の環境史の潮流をつよく意識して、現代の観点に囚われたヴィージンクの所説に反省を迫ったことは正しい。ドールンやレシュラウプの依拠した医学・病理学的理論の限界、あるいは環境汚染の科学的な調査・鑑定を担当した専門家の意見が当時の社会にあって広く受容されたとは必ずしも考えられないこと、これらの論拠も十分説得力をもっている。しかし、それを理解した上で、なおシュトルベルクとブリュッゲマイアーは、ジーマンから「エコ革命」の時代と表現された19世紀ドイツの歴史的な文脈内にバンベルク闘争

を的確に位置づけて評価したといえるのだろうか。この時期「自然・労働の資源化」「至福の世俗化」に象徴されるように理念・心性の変化が緩やかに進行し、「成長経済」概念が社会的に漸次浸透——その端的な表現が、自然と市民・農民大衆の日常的な関わり方の変化を示す「生業合理性から市場合理性への移行」である——しており、啓蒙・科学主義が声高に叫ばれるなかで、科学主義が諸刃の剣としてもちうる「非人間性」をレシュラウプがするどく問題とした点が看過されてはいないか。レシュラウプは、医学・物理学を修めたバイエルン高官バーダーの所説をエセ啓蒙と批判したが、それは石炭蒸気の有害・無害を見極めるために健康と生命を賭けた実験の必要性を説き、また殖産興業の優先を叫んで健康・生命の貨幣との代替可能性を主張したからに他ならない。19世紀ドイツにおける社会経済の深層からの転換の諸相のなかにバンベルク闘争を位置づけて、再検討する必要がある。

次に、気がかりなのが、1980年代以降の業績にあってバンベルク司教政府の政策基調が、この時期に根本的に変化したことを暗黙の前提としていることである。ハルトウシクに従えば、小国バンベルクの経済政策は教会君主の統治下にあった事情も手伝って、少なくとも1800年頃までは大国の官房主義的な殖産興業・強兵策に傾斜することなく、伝統的な生業・福祉（救貧・病院運営）を軸にした内容にとどまっていた（Hartung 1908,130-133）。それが、1802年5月を境に産業振興・国庫改善を目的に企業家シュトリュプへの積極的な肩入れに転じたのであれば、その理由が問われねばなるまい。たしかに、それに関する一応の説明は与えられている。シュトルベルクは、「先の革命戦争の時代

に財をなすことに成功した」シュトリュプと司教政府高官との癒着を、そしてブリュッゲマイアーは、1800年12月から1801年初頭にわたるフランス軍占領と石炭販売不振を理由とした財政・国庫の逼迫を、それぞれ挙げている（Stolberg 1994,p.49 : Brüggemeier 1996,p.26）。シャルフ案より実現可能性が高いとの判断を下し、営業認可の意思表示が申請後わずか数日と、迅速だった事実には照らして導き出された説明だろうが、1802年5月から6月にかけて伝来する司教文書を見る限り、かなり異なる印象を受ける。史料証言を挙げて、少し敷衍して説明してみよう。

5月14日の文書では、「市内ないし近隣」nachbarschaftと漠然とした建設予定地が挙げられたこともあって、工場における石炭利用量に関心の的となっていたが（史料（1）-①-2）、翌15日の文書では、火災の危険に言及しつつ、「（火災の危険性がないことをシュトリュプが自弁で証明するか）ガラス工場建設のために司教政府が提示した条件を満足するような場所を提案するようにするか。余は、この問題に関して別種の取り決め（立地移動）となるように期待する」（史料（1）-①-3）とまで述べている。5月23日付けの文書によれば、立地に関する詳細な説明を求められたシュトリュプが急遽ヴァイデンに広大な土地の付属した建物を購入したことに触れ、同時に火災の危険と健康被害への危惧とを表明している（史料（1）-③-1）。さらに上級鉱山局の判定直後の6月18日付けの文書からは、「経験上、石炭を利用する外国の都市で健康に悪い影響が出ているとは聞いていないが、バンベルク産の石炭は外国産とは異なった混入物があるやもしれない。この点を見落としてきた恐れがあるので、建設予定地

における排出に関する調査をおこなう」(史料(1) - ② - 1) と述べて、反対派のドーレンの見解にも通ずる慎重な姿勢を読みとれるからである。

したがって、司教政府は、産業振興策と伝統的な福祉策策の両立という葛藤にみちた選択を迫られて、優柔不断な態度――裁判闘争における第一審が都市裁判所の管轄下に行われ、第二審の司教の宮廷裁判所もそれに追随し、最終審の帝国裁判所やフランケン調査委員会から手続き上の不備も指摘された――をとり、それがその後の展開を複雑化させたと考えている。この点では、今後まだ史料証言による肉付けが必要な段階だが、司教政府の行う経済政策の複合性を見落としては、当時の歴史的文脈内に本闘争を適切に位置づけることにはなるまい。とくに、後述のようにその問題は、「領邦国家・企業家」対「市民」のような構図から離れ、「国家・市場(企業)・市民」の関係を読み説く際のキイの位置も占めていると考えるからである²⁴⁾。

(2) バンベルク闘争の位置づけ

バンベルク闘争は、時期の点から、そして汚染源の点から見ても「手工業汚染から産業汚染

への過渡期」に発生した。しかし、汚染の範囲が局地的なことや規制主体が都市・領邦国家だからといって、一方的にローカルな現象と片づけることはできない。標題に掲げた「最古・最大の」環境闘争の含意の説明において述べたように、石炭燃焼の功罪が問題となっている地域全体に関わっていた。この点は、フランケン地方を越える広範な読者層をかかえる雑誌による論文掲載、賛否両派によるイングランド・スコットランドやザクセンなど石炭利用先進地の事例への注目、および1801年クラカウで発布された屋内石炭燃焼の危険性に関する法令へのドーレンの言及など、から容易に読みとれる。あるいは、より広く、「木材不足」を名目にした領邦権力主導の石炭・泥炭導入策への市民・農民の抵抗を描写したシェーフアーやベッツホルトの業績にしたがって、自然・資源との日常的関わり方における「生業合理性から市場合理性への移行期」に発生する抵抗運動の縮図の位置を占めると理解することも可能かもしれない(Schäfer 1983, 1992; Betzhold 1983; 田北 2003)。

それにもまして重要なのは、この闘争に表現される「国家・市場・市民」の3者の織りなす関係が、絶対主義国家ないしその官房学的な殖産興業・強兵策のような一つのキーワードによって読み説けるほど単純ではなく、複合的であることである。

ガラス工場の建設計画が浮上したとき、市民が異議申し立ての拠り所としたのは、他人の健康・財産を侵害する恐れのある有害物排出に対する、いわゆる私法的な「隣人権」であり、司教の行政(ポリツァイ)権に属する営業認可権に立ち入るつもりはなかった。しかし、その後の裁判の展開は、この公法と私法の領域の鮮明

24) その問題は、領邦国家の経済政策の性格規定(独占か否か)をめぐる最近の論争にも関連している。プロト工業化論争に視野を限定しても、S.オギルビーが国家コーポラティズム(社団国家)の観点からギルドと共生関係に立つ独占政策の性格を強調したのに対し、同じビュルテムベルクを対象としたメディックやジーゲンのプロト工業を扱ったバルトロッシュは、産業振興のための独占・自由の使い分けを検出して古典的見解に懐疑的な姿勢を示しており、第二世代のアーベリンクらの業績もそれに追随している印象を受ける(Ogilvie 1997; Kriedte et al. 1998, pp.13 - 15; Bartolosc 1992; Ebeling/Mager 1997; 田北 1997)。その根底には、経済理論家をも巻き込んだギルド論争の再燃と、可変的で柔軟な制度としてのギルド論の台頭があることを確認しておきたい。

な区分というよりは、むしろ実際上の広範な重なり合いと流動性を示している。それだからこそ、第一審の都市裁判所は、事実上「営業認可」にも関わるような工場建設の続行禁止を決定したし、第二審の司教裁判所もその判定を基本的に尊重するとの判断を下したのである。環境闘争において、公法と私法の間に明瞭な一線が引かれるのは、ミークらの業績から判断する限り、汚染・危険の可能性ある企業に対する事前認可制が、周辺住民に対する公示期間付きで導入される、1845年プロイセン営業条例あるいは、1871年帝国営業法令への採用まで待たねばならない (Mieck 1983 : Brüggemeier/Toyka-Seid 1995, pp.156-159) 。それを契機にして営業認可を受けた企業は、汚染の多少に関わりなく、認可を受けた経営をいわば「お墨付きを得た特権的領域」として隔離することができたし、他方、住民の抵抗は損害賠償請求に限定されるようになる。「汚染を繁栄の礼服」とみなして甘受して、広域汚染に対し行政区域横断的な「環境団体」も登場し、裁判と闘争でも「その場所では当たり前」の汚染水準」Ortsüblichkeitの原則が次第に確立してくるが、それは、もはや本論の時代射程を大きく超える19世紀後半以降から20世紀初頭の化石燃料を大量に使用した重化学工業化期に属する問題である (Brüggemeier/Rommelspacher 1992) 。

それと密接に関わる一対の問題として、領邦国家体制下の環境問題の処理方法が注目される。公衆衛生に関わる種類の営業認可の申請に臨んで、当局が専門家の鑑定を仰ぎ、その調査結果を参考にして判定を下す方法は、皮革・冶金など手工業汚染以来継続されてきた手続きに属する。この点での変化はない。ただ、鑑定結果を大上段に振りかぶり、上意下達により産業振興

策を強行することはなかった。バンベルク司教政府が、上級鉱山局の実質的ゴーサイン後も断固たる対応を示さず、1802年9月ヴェッツラーの帝国裁判所にまで決定は持ち越されている。バイエルン政府についても、大きく変わりはない。1802年11月末の市民からの立地移動の嘆願書を受けて、フランケン総管理委員会に調査命令を出し、その結果を待って最終判定を下したが、その内容は調査結果のゴーサインとは違って、両当事者の言い分の相半ばをとるものだった。したがって、絶対主義権力や官房主義的な産業振興策のような政治・経済的な大概念を、そのまま環境史に適用する姿勢は控えねばならない。この関連で注目されるのが、J.ラドカウの所説である²⁵⁾。

ラドカウは、2000年国際歴史学会のパネルとして組織された「環境史の新たな展開」のなかで、「環境史におけるヨーロッパ特有の道」と題する報告を担当し、1800年頃までの西欧社会における環境に優しい自然とのつき合いを生み出した一連の要因を論じている。それは、過度の人口圧の発生を回避する西欧型婚姻パターンから、穀物・薪炭など高価な基本的商品の供給における高い地域依存、農業・牧畜業の均衡的結合による高いエネルギー効率の達成など多岐に及ぶが、とくに強調されるのが、環境・自然に対する日常的態度を決定づける「法による調整」Verrechtlichungの概念である。すなわち、水利国家のような強大な集権国家の不在、あるいは「複数中心性」polycentrismと表現される分権化が、森林利用に見られるように、時には社会階層間の利害対立が表面化することはあつ

25) ブリュッゲマイアーの概括報告に載せられた内容紹介による (Brüggemeier 2000, pp.383-386) 。このラドカウの所説については、田北 2003の第4節も参照せよ。

ても、化石燃料の大量消費に先行する時期には、資源保全に関する妥協・合意を生み出す方向に作用したというのである。1802/03年バンベルク闘争も、その意味における「法による調整」を通じた国家・企業家・市民間の妥協・合意形成の典型例をなすとも解釈できよう。

以上の論点は、冒頭で述べたイエーニッケ流の「国家・市場・市民」三者間の交互関係に関連づけて考えれば、地域的限定性にもかかわらずバンベルク闘争は、市民の広範な参加と国家・市場（企業）双方への強い影響行使に彩られており、ドイツ環境政策における第三局面（1980年代）に相当する特質さえそなえているとも言えよう。今後、時代射程を伸ばして化石燃料・重化学工業時代を考察することで、「国家による産業規制」と住民の困難な損害賠償請求訴訟とを特色とする第一局面（表-1）への「反転」が生じた過程を考察するとともに、バンベルク闘争に関連して伝来する多様で豊富な史料を分析することで本論の主要な論点に肉付けをはかりたい。

文献・史料一覧

<未刊行史料>

- (1) Staatsarchiv Bamberg (バンベルク州立文書館)
 - ① StA Bamberg B 67 V44 : Bamberger Regierung, Regierungsangelegenheiten.
 1. Fürstliche Entschliessung auf das Regierungsprotokoll vom 31.12.1801: 8.1.1802 →シャルフの申請に対する詳細な説明の要求（宮廷官房・上級鉱山委員会との協議を受けた）。
 2. Hochfürstliche Entschliessung vom 14.5

1802→シュトリュプの「バンベルクないしその近隣」におけるガラス工場建設案がシャルフ案より実現可能性高く、「要求された特権を付与する意思」。前もって司教政府から建設場所、とくに宮廷官房と上級鉱山委員会との協議の際に利用される石炭量に関して詳細な説明を求めよう上申。この点での鑑定を要求。

3. Hochfürstliche Entschliessung auf das Regierungsprotokoll vom 15. 5. 1802:23. 5. 1802→火災の危険があるため、前もってシュトリュプに「自前で専門家 Sachverständigeを通じて（火災の危険について）調査をするか」「ガラス工場建設のために司教政府が提示した条件を満足するような場所を提案するか」。「余はこの問題に関する別種の取り決めとなることを期待するwo Ich alsdan anderseits Vertrag über diesen Gegenstand erwarte」。
4. Hochfürstliche Entschliessung an die Regierung vom 8. 6. 1802→ヴァイデンにおけるガラス工場建設を許可できるかいなか速やかに知りたい。司教政府に対し、申請者の費用で実地見聞をして調査報告を提出するよう指示。ただ、工場建設によって害はないと考えていること。
5. Hochfürstliche Entschliessung an die Regierung, Auf Verstellung des Stadtrath Strüpf vom 17. 6. 1802 die Errichtung einer Glasshütte auf der Weide betreffend: 18. 6. 1802→経験上、石炭を利用する外国の都市で健康に悪影響がでているとは聞かない。しかし、バンベルク産石炭は外国産と異なる混入物があるかも知れない。この点を見落としていたかも知れない。

いので、予定場所での建設による排出に関する調査を行うこと。

② StA Bamberg B60 10, Bamberger Regierung

1. Schreiben vom 22. 5. 1802→シュトリュプの市内ないし近隣におけるガラス工場建設の特権発給の申請は、シャルフ案より実現可能性が高いとして5月14日に特権発給の意思を伝える。但し、場所（立地）の選択に関しては詳細な説明を要求、使用する石炭量については専門家を通じて宮廷官房・上級鉱山局との協議向けに報告書提出を要求。その後、調査報告をもとに司教政府は上級鉱山局が建設にゴーサインを出すか、問題が残るか鑑定を求める。

2. Oberbergwerks Collegiums Schluss vom 12. 6. 1802→5月22日に司教政府から、シュトリュプ工場の立地（施設）に関する鑑定を委託された上級鉱山委員会の所見：全会一致での決定「問題の工場施設が都市の利益にとってもたらす決定的な効用だけでなく、実現可能性、無害さ、清潔さの確保を工場企業家に確信できる」、多数決での決定「（都市・病院との）距離の近さも、あらゆる条件を考えて問題ない」、少数意見として唯一の異論（石炭の一括請負でなく、炭坑一つと消費分だけを認め、三ヶ月毎に更新）。

③ StA Bamberg B67 V42 : Bamberger Regierung, Regierungprotokoll

1. Regierungsprotokoll vom 23.5. 1802→ガラス工場の立地に関する詳細な説明を求められ、シュトリュプは急遽ヴァイデンに広大な土地の付属した家屋を購入し、速やかな決定を要求。都市の近くに建てら

れることの不安（火災の危険、「健康を害する石炭から上がる煙は、レグニッツ川沿いの道路を使用不能にし、その一部は都市にも広がる」、居城都市そばの立地は不愉快）。特権発給の前に専門家の鑑定を要請。

(2) Bayerisches Hauptstaatsarchiv München (バイエルン州立文書館)

- ① BayHStA MInn (Ministerium des Inneren) 16148, Strüpfische Glashütte zu Bamberg 1802.

1. Protestschreiben (Eingabe) Bamberger Bürger an die Bayerische Regierung vom 29.11.1802→反対派市民100名余による新ランデスヘル（バイエルン政府）宛の嘆願書：シュトリュプの活動に関する詳細な報告を踏まえた立地移動の要請。

2. Schreiben des General-Commissariats Franken vom 25.1.1803→フランケン総管理委員会による調査報告。火災・健康被害の懸念を一掃、産業発展・雇用拡大の経済効果を強調。

3. Schreiben vom 18.2.1803 von Max Joseph Montgelas persönlich gegengezeichnet.→バイエルン政府高官からの書簡（ガラス工場の立地移動を上申）。

4. Schreiben eines Churfürstlichen General-Commissariats vom 2.3. 1803→狩猟小屋をガラス工場の建設地へ。

5. Bittschrift der Anwalten Herren Strüpf an den General-Commissariat vom 11.3.1803→狩猟小屋の譲渡を嘆願。

6. Schreiben des Churfürstlichen General-Commissariats vom 17.3.1803→狩猟小屋をガラス工場の最適の立地として推薦。

- (3) Bundesarchiv Koblenz (コブレンツ連邦文書館)
Bundesarchiv Koblenz.AR1-II/412. :
Extrajudicial Sache des Hofraths u.
Stadtphysicus Dorn und Consorten wider den
Stadtrath Strüpf, von 28.9.1802→Wetzlerの帝国官房裁判所における審理結果、最終決定を回避しつつ担保金設定を条件に工場建設の継続を認める。

<刊行史料・研究文献>

- Anonym 1803a, Für die projektierte Glashütte in der Weiden zu Bamberg. Ein Dorn im Auge des Herrn D. Ant. Dorn. in: *Fränkische Provinzialblätter*, S.11-14.
- Anonym 1803b, Wider die Glashütte in Bamberg, in: *Fränkische Provinzialblätter*, S.14-25
- Anonym 1803c, *Die Sterb-Glocke der Strüpf'schen Glashütte, oder die Frage: Wem muss der Staat nach vernünftigen Gründen das Privilegium der Glashütte zugestehen: Dem Stadtrathe Strüpf zu Bamberg oder dem Stadtkonsulenten und dem J.Scharf zu Kronach? vorgelegt und beantwortet.* o.O.
- Baader, J.A., 1802, Einer Artikel (原タイトル不詳). in: *Bamberger Allgemeine Zeitung*, Beilage 56 (原本は入手できず。in: Röschlaub 1803, S.112-119) .
- Baader, J.A., 1803, Einer Artikel (原タイトル不詳). in: *Bamberger Allgemeine Zeitung*, 97 (原本は入手できず。in: Röschlaub 1803, S.106) .
- Bartolosch, T.A., 1992, Textilgewerbe und Proto-Industrialisierung im Siegerland in der 2. Hälfte des 18. Jahrhunderts. in: *Scripta Mercaturae*, 26, S.168-198.
- Bayerl, G./Troitzsch, U. (hrsg.) , 1998, *Quellentexte der Umwelt von der Antike bis heute.* Göttingen.
- Betzhold, U., 1983, Zur Rationalität der Verwaltung der Steinkohlefeuerung in den westlichen preussischen Provinzen in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts. in: *Scripta Mercaturae*, 17, S.45-62.
- Brüggemeier, F.J., 1996, *Das unendliche Meer der Lüfte. Luftverschmutzung, Industrialisierung und Risikodebatten im 19. Jahrhundert.* Essen.
- Brüggemeier, F.J., 2000, New Development in Environmental History. in: *Proceeding Actes. 19th International Congress of Historical Sciences.* Oslo, pp.375-394.
- Brüggemeier, F.J./Rommelspacher, T., 1992, *Blauer Himmel über der Ruhr. Geschichte der Umwelt im Ruhrgebiet 1840-1990.* Essen.
- Brüggemeier, F.J./Toyka-Seid, M. (hrsg.) , 1995, *Industrie-Natur. Lesebuch zur Geschichte der Umwelt im 19. Jahrhundert.* Frankfurt am Main, New York.
- Dorn, A., 1802, *Das Schädliche der projektierten Glasshütte in der Weiden zu Bamberg, besonders in der Hinsicht auf ihre Feuerung mit Bambergischem Steinkohlen, ganz nach medizinischen und vernünftigen Grundsätzen geprüft und erwiesen.* Bamberg.
- Dorn, A., 1802a, Ankündigung. in: *Bamberger Intelligenzblätter*, 67, S.338.
- Ebeling, D./Mager, W. (hrsg.) , 1997, *Protoindustrie*

- in der Region. Europäische Gewerbelandschaften vom 16. bis zum 19. Jahrhundert.* Bielefeld.
- Endres, R., 1997, Territoriale Veränderungen, Neugestaltung und Eingliederung Frankens in Bayern. in: Kraus, A. (hrsg.) *Handbuch der Bayerischen Geschichte*. Bd.3-Teilband 1. (Geschichte Frankens bis zum Ausgang des 18. Jahrhunderts) .3.neu bearbeitete Auflage (1.Aufl.1971) München, S.518-533.
- Epstein, S.R., 1998, Crafts Guilds, Apprenticeship and Technological Change in Preindustrial Europe. in: *The Journal of Economic History*, 58-3, pp.684-713.
- Genreth, F., 1924, *Die industrielle Entwicklung der Stadt Bamberg*. Diss.Phil., Erlangen.
- Hahn, H.W., 1998, *Die industrielle Revolution in Deutschland*. (Enzyklopädie deutscher Geschichte. Bd.49) .München.
- Hartung, F., 1908, Das Zeitalter des Absolutismus im Fürstentum Bamberg. in: *Deutsche Geschichtsblätter. Monatsschrift zur Förderung der landesgeschichtlichen Forschung*, 9, S.119-33.
- Jäck, J.H., 1812, *Bamberg und dessen Umgebungen. Ein Taschenbuch*. Bamberg.
- Jänicke, M./Kunig, P./Stitzel, M., 1999, Umweltpolitik in Deutschland. in: Jänicke, M. et al. (hrsg.) , *Lern-und Arbeitsbuch Umweltpolitik*. Bonn.
- Journal für Fabrik, Manufaktur und Handlung*, 1803 Januar, S.79 (原タイトル不詳、原本は入手できず。in: Röschlaub 1803, S.105-106)
- Kaufhold, K.H., 1986, Gewerbelandschaft in der frühen Neuzeit 1650-1800. in: Pohl, H. (hrsg.), *Gewerbe-und Industrielandschaften vom Spätmittelalter bis ins 20. Jahrhundert*. Stuttgart, S.112-202.
- Kellenbenz, H. (Hg.), 1982, *Wirtschaftsentwicklung und Umweltbeeinflussung (14.-20. Jahrhundert)*. Wiesbaden.
- Kriedte, P./Medick, H./Schlumbohm, J., 1998, Eine Forschungslandschaft in Bewegung. Die Proto-industrialisierung am Ende des 20. Jahrhunderts. in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1998-2, S.9-20.
- McNeill, J.R., 2000, *Something New under the Sun. An environmental history of the 20th-century world*. London, New York, Toronto.
- Meyer, E., 1803, *Das Vortheilhafte und Allgemein nützliche der projektierten Glasshütte in der Weiden zu Bamberg, besonders in der Hinsicht auf ihre Feuerung mit Bambergischen Steinkohlen, ganz nach unpartheilischen und vernünftigen Grundsätzen geprücht und erwiesen*. o.O.
- Mieck, I., 1982, Umweltschutz zur Zeit der frühen Industrialisierung. in: Kellenbenz, H. (hrsg.) , *Wirtschaftsentwicklung und Umweltbeeinflussung (14.-20. Jahrhundert)*, Wiesbaden, S.231-246.
- Mieck, I., 1989, Industrialisierung und Umweltschutz. in: Calliess, J./Rusen, J./Striegnitz, M. (hrsg.) , *Mensch und Umwelt in der Geschichte*. Pfaffenweiler, S.205-28.
- Neukam, W., 1961, Der Übergang des Hochstifts Bamberg an die Krone Bayern 1802/03. in: *Der staatliche Archiv Bayerns (hrsg.), Bayern, Staat und Kirche, Land und*

- Reich*. München, S. 243–91.
- Ogilvie, S., 1997, *State Corporatism and Proto-Industry. The Württemberg Black Forest 1580-1797*. Cambridge.
- Pfister, U., 1998, Craft Guilds and Proto-industrialization in Europe, 16th to 18th Centuries. in: Núñez, C. (ed.), *Guilds, Economy and Society*. Sevilla, pp. 11–23.
- Radkau, J., 1990, Umweltprobleme als Schlüssel zur Periodisierung der Technikgeschichte. in: *Technikgeschichte*, 57, S. 345–361.
- Radkau, J., 1994, Was ist Umweltgeschichte. in: Abelshauser, W. (hrsg.), *Umweltgeschichte*. Göttingen, S. 11–28.
- Radkau, J., 2000, *Natur und Gewalt. Eine Weltgeschichte der Umwelt*. München.
- Reith, R., 1985, Zünftisches Handwerk, technologische Innovation und protoindustrielle Konkurrenz. in: Müller, R. A. (hrsg.), *Aufbruch ins Industriezeitalter*. Bd. 2 (Aufsätze zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte Bayerns 1750–1850). München, S. 238–249.
- Röschlaub, A., 1803, Einiges über die Bamber'sche Glashütten-geschichte, in: *Hygiea*, 1, S. 103–20.
- Rothschuh, K. E., 1981, Deutsche Medizin im Zeitalter der Romantik. Vielheit statt Einheit. in: Hasler, L. (hrsg.), *Schelling, seine Bedeutung für die Philosophie der Natur und der Geschichte*. Stuttgart, S. 145–151.
- Schäfer, I., 1983, "Gewerbehierarchie" — Instrument der Brennstoffpolitik im 18. Jahrhundert. in: *Scripta Mercaturae*, 17, S. 63–90.
- Schäfer, I., 1992, "Ein Gespenst geht um". *Politik mit der Holznot zur Wald- und Technikgeschichte*. Detmold.
- Schramm, E., 1990, Experts in the Smelter Smoke Debate. in: Brimblecombe, P./ Pfister, C. (eds.), *The Silent Countdown*. Berlin, Heidelberg, New York, Tokyo, pp. 196–209.
- Schremmer, E., 1997, Gewerbe und Handel zur Zeit des Merkantilismus. in: Kraus, A. (hrsg.), *Handbuch der Bayerischen Geschichte*. Bd. 3–Teil 1, 3 neu bearb. Auflage, München, S. 930–955.
- Schuster, A., 1901, *Alt Bamberg*. 4 Bändchen (Bamberger Taschenbuch). Bamberg.
- Siemann, W., 1995, *Vom Staatbund zum Nationstaat. Deutschland 1806-1871*. (Die Neue Deutsche Geschichte. Bd. 7), München.
- Sieferle, R. P., 1988, Perspektive einer historischen Umweltforschung. in: Sieferle, R. P. (hrsg.), *Fortschritt der Naturzerstörung*. Frankfurt am Main, S. 307–376.
- Sieferle, R. P., 1989, Energie. in: Brüggemeier, F. J./ Rommelspacher, T. (hrsg.), *Besiegte Natur*. München, S. 20–41.
- Staatsbibliothek Bamberg, 1984, *Das Allgemeine Krankenhaus Fürstbischof Franz Ludwig von Erthals in Bamberg von 1789*. Neustadt an der Aisch.
- Stolberg, M., 1994, *Ein Recht auf saubere Luft? Umweltkonflikte am Beginn des Industriezeitalters*. Erlangen.
- Strüpf, J. E., 1802, Einer Artikel (タイトルなし). in: *Bamberger Intelligenzblätter*, 68, S. 342.
- Troitzsch, U., 1981, Historische Umweltforschung: Einleitende Bemerkungen über Forschungsstand und

- Forschungsaufgaben.in:*Technikgeschichte*,48-III,S.177-190.
- Troitzsch,U.,1989,Umweltprobleme im Spätmittelalter und der frühen Neuzeit aus technikgeschichtlicher Sicht.in:Hermann,B.(Hg.) ,*Umwelt in der Geschichte*. Göttingen,S.89-110.
- Wienkötter,H.,1949/50,Zeittafel.in:*Die Bamberger Industrie.Ein Adressbuch und Führer durch die Industrie des Stadt- und Landkreises Bamberg und ihre Erzeugnisse*.Bamberg,S.211-300.
- Wiesing,U.,1987,*Umweltschutz und Medizinalreform in Deutschland am Anfang des 19. Jahrhunderts.Ein Beitrag an Hand der Zeitschrift "Hygiea" 1803-1805*.Köln.
- 名城邦夫, 2000, 『中世ドイツ・バムベルク司教領の研究』ミネルヴァ書房。
- 田北廣道, 1997, 「西欧工業化期の経済と制度：第二世代のプロト工業化研究の成果に寄せて」伊東弘文編『現代経済システムの展望』九州大学出版会, pp.265-287。
- 田北廣道, 2001, 「ドイツ学界における環境史研究の現状」『経済学研究』63-3, pp.61-85。
- 田北廣道, 2001a, 「ヨーロッパにおける環境政策手段の変化」九州大学大学院経済学研究院・政策評価研究会編『政策分析2001』九州大学出版会, pp.113-142。
- 田北廣道, 2002, 「日本におけるエネルギー政策の展望：ドイツとの比較を中心に」九州大学大学院経済学研究院・政策評価研究会編『政策分析2002』九州大学出版会, pp.151-182。
- 田北廣道, 2003「18-19世紀ドイツにおけるエネルギー転換：木材不足論争をめぐって」『社会経済史学』68-6, pp.41-54。
- (この論文は、平成13・14年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(2)・課題番号「13630092」に基づく研究成果の一部である)。
- [九州大学大学院経済学研究院教授]